

## 目次

第1章 総則.....	2
第1 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い.....	3
第2 消防用設備等の設置単位.....	4
第6 令第8条区画（別棟みなし規定）の取扱い.....	7
第1節 総論.....	9
第1 消火器具.....	11
第2 屋内消火栓設備.....	17
第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）.....	21
第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）.....	22
第2の4 パッケージ型消火設備.....	23
第3 スプリンクラー設備.....	24
第3の2 パッケージ型自動消火設備.....	32
第4 水噴霧消火設備.....	33
第5 泡消火設備.....	37
第5の2 特定駐車場用泡消火設備.....	41
第6 不活性ガス消火設備.....	42
第7 ハロゲン化物消火設備.....	45
第8 粉末消火設備.....	48
第9 屋外消火栓設備.....	51
第10 自動火災報知設備.....	53
第11 ガス漏れ火災警報設備.....	59
第13 火災通報装置.....	60
第14 非常警報設備.....	70
第15 避難器具.....	71
第16 誘導灯及び誘導標識.....	74
第17 消防用水.....	78
第18 連結散水設備.....	79
第19 連結送水管.....	81
第20 排煙設備.....	84
第21 非常コンセント設備.....	85
第22 無線通信補助設備.....	86
第23 非常電源設備.....	87
第25 防災センター等の基準.....	90

新旧対照表

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1 （略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2 用語等</b></p> <p>この基準の用語は、次の例による。</p> <p>1 から 21 （略）</p> <p>22 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第 <u>64</u> 条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1 （略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2 用語等</b></p> <p>この基準の用語は、次の例による。</p> <p>1 から 21 （略）</p> <p>22 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第 <u>61</u> 条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>

第1 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い

岡山市消防設備等審査基準（旧）

第2章 通則

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

表1-3

項	定義	用途例	補足事項
(1)項ロ	(略)	市民会館、福祉会館、貸ホール、 _____	
(3)項ロ	(略)	喫茶店、食堂、レストラン、そば屋、すし屋、スナック、居酒屋、ビヤホール、スタンドバー、 _____	1 和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と異なる。 2 セルフサービス式の食堂等を含む。 3 食品衛生法（昭和23年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかは問わない。 _____ _____ _____ _____
(6)項イ	(略)	病院、診療所、助産所、 _____、人間ドックとして使用する施設	(略)
(8)項	(略)	図書館、博物館、美術館、郷土館、資料館、 _____	(略)

岡山市消防設備等審査基準（新）

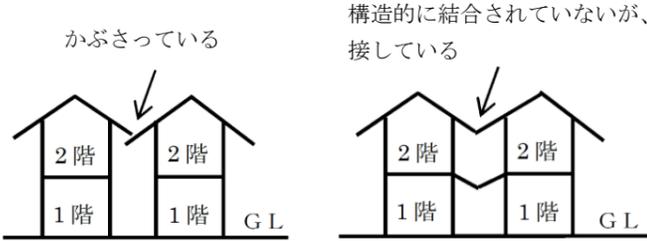
第2章 通則

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

表1-3

項	定義	用途例	補足事項
(1)項ロ	(略)	市民会館、福祉会館、貸ホール、 <u>葬儀場</u>	
(3)項ロ	(略)	喫茶店、食堂、レストラン、そば屋、すし屋、スナック、居酒屋、ビヤホール、スタンドバー、 <u>ライブハウス</u>	1 和式、洋式の別を問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と異なる。 2 セルフサービス式の食堂等を含む。 3 食品衛生法（昭和23年法律第233号）第52条の営業許可を受けているかどうかは問わない。 4 <u>ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</u>
(6)項イ	(略)	病院、診療所、助産所、 <u>産後ケア施設</u> 、人間ドックとして使用する施設	(略)
(8)項	(略)	図書館、博物館、美術館、郷土館、資料館、 <u>ギャラリー</u>	(略)

第2 消防用設備等の設置単位

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第2 消防用設備等の設置単位</b></p> <p>1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、<u>原則として1棟であること。ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は別棟として取扱ってさしつかえないものであること。</u></p> <p>(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合</p> <hr/> <p>ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。</p> <p>イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未滿、木造以外の場合は6m未滿であること。（図2-1参照）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2 消防用設備等の設置単位</b></p> <p>1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。<u>なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること。接続については下記を参考にすること。</u></p> <p><u>(1) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合</u>  <u>建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。（図2-5参照）</u></p> <div style="text-align: center;">  <p>図2-5（別棟として取り扱うことができる例）</p> </div> <p><u>(2) エキスパンジョイントで建築物相互が接続されている場合</u>  <u>エキスパンジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。</u></p> <p>2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、<u>令第8条の適用がない限り、原則として1棟であること。</u></p> <hr/> <p><u>3 令第8条に規定する渡り廊下等は、規則第5条の3、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（消防庁告示7号）等によるほか、次によること。</u></p> <p><u>(1) 渡り廊下は、次のア～ウのすべてに適合すること。</u></p> <p>ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。</p> <p>イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造等可燃材料である場合は3m未滿、<u>可燃材料</u>以外の場合は6m未滿であること。（図2-1参照）</p>

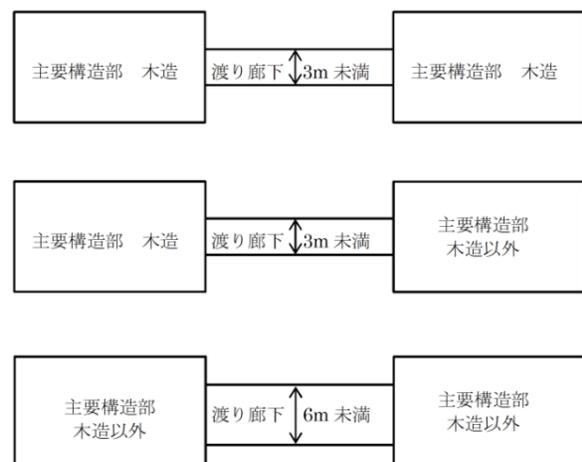


図 2-1

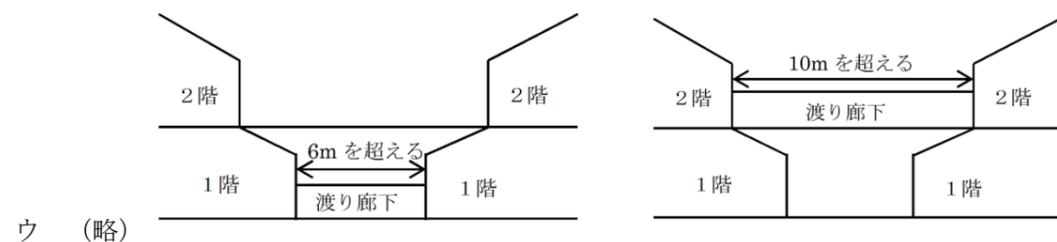


図 2-2

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) (略)

- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 建築物と建築物の庇または屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合

建築物相互が構造的に結合されていないものについては、2のその他これらに類するものには含まない。(図 2-5 参照)

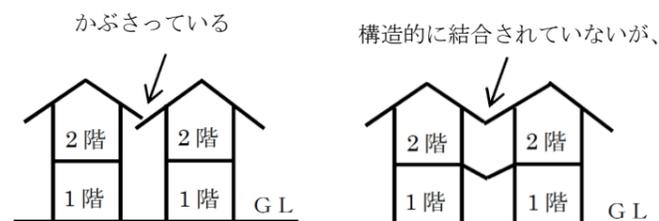


図 2-5 (別棟として取り扱うことができる例)

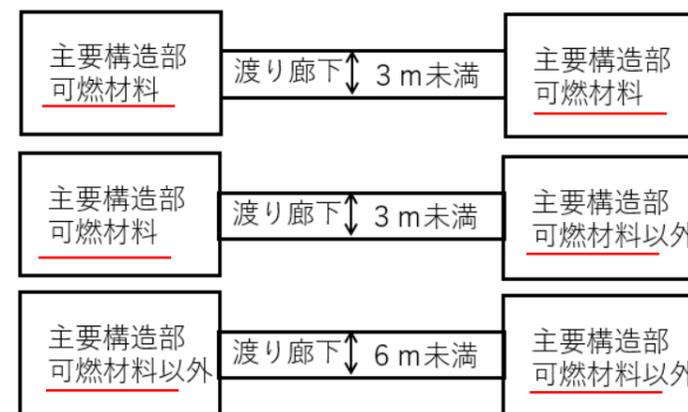


図 2-1

ウ (略)

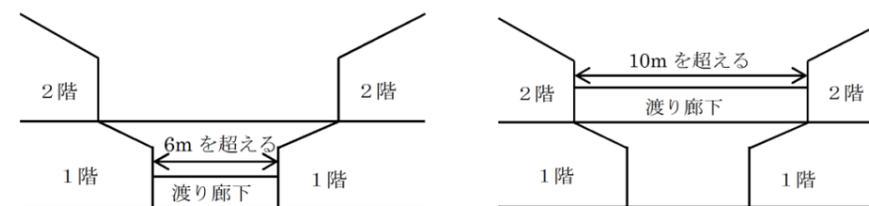


図 2-2

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) (略)

- (2) (略)
- (3) (略)

<p>(5) <u>エキスパンジョイントで建築物相互が接続されている場合</u>  <u>エキスパンジョイントで接続されている建築物全体を1棟として取り扱うこと。</u></p>	<p><u>令第8条第2号の規定中「渡り廊下等の壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分すること。消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。</u></p>
---	---

第6 令第8条区画（別棟みなし規定）の取扱い

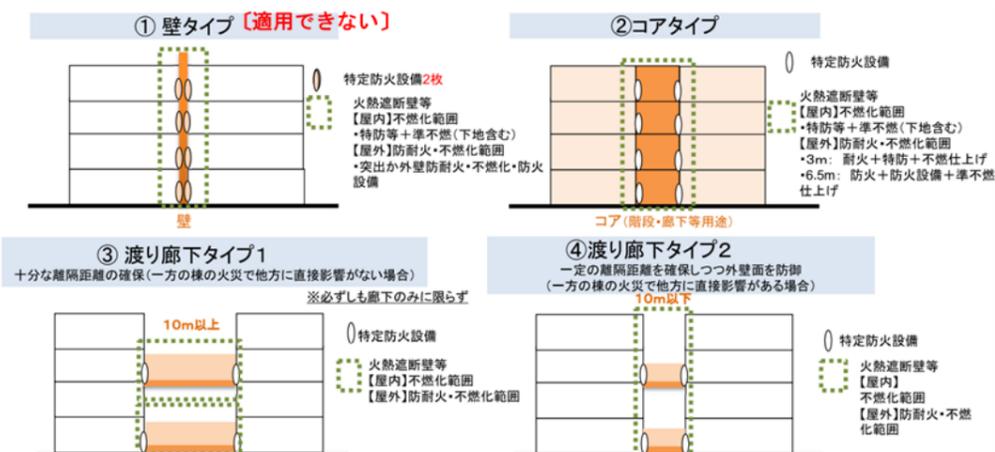
岡山市消防設備等審査基準（旧）
<p><b>第6 令第8条に規定する区画及び共住区画等の取扱い</b></p>
<p>1 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）の構造について</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。</p> <p>(2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の過熱に2時間以上耐える性能を有すること。</p> <p>(3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。（図6-1～図6-4参照）</p> <p>ア 開口部が設けられていないこと。</p> <p>イ 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。</p> <p>図6-1 （略）</p> <p>図6-2から図6-4まで （略）</p>

岡山市消防設備等審査基準（新）

**第6 令第8条区画（別棟みなし規定）の取扱い**

<p>1 令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、規則第5条の2によるほか、次によること。</p> <p>(1) 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。</p> <p>なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。</p> <p>(2) 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。（図6-1参照）</p> <p>図6-1 （略）</p> <p>(3) 同号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。（図6-2～図6-3参照）</p> <p>また、耐火性能は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。</p> <p>図6-2から図6-4まで （略）</p> <p>(4) 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。</p> <p>開口部に防火戸が設けられ、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れていること。</p> <p>(5) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。</p> <p>① 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。</p> <p>② 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。</p> <p>2 令第8条第2号に規定する床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものについては、規則第5条の3によるほか、次によること。</p> <p>(1) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」により区画され、別棟として取扱う場合は、審査基準02-2第2 消防用設備等の設置単位 3及び4の基準によること。</p> <p>(2) 建基法の適用については、確認申請書（建基則第2号様式（第四面）19欄で建基法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を確認する。）</p>
---

(3) 規則第5条の3第2項のうち、渡り廊下又は建基令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室については、令和6年3月26日国土交通省告示第227号のうち、コアタイプ（下記②）及び渡り廊下タイプ（下記③④）であり、壁タイプ（下記①）は除くものとする。



2 令第8区画を貫通する配管及び貫通部について

令第8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められる。この場合において、令第8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。
- (2) (略)
- (3) 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

(4) から(7)まで (略)

3 令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて（「令第8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成19年10月5日消防予第344号））

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、次の(1)から(8)の基準により設置されているものにあつては、「令第8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日消防予第53号）及び「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に適合するものとして取り扱うことができる。

(1) から(9)まで (略)

4 令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

5 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

(以下 省略)

3 令第8区画を貫通する配管及び貫通部について

令第8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められる。この場合において、令第8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。（排水管に付随する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができる。）
- (2) (略)
- (3) 配管を貫通させるために令第8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。規則第5条の2第4号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができる。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

(4) から(7)まで (略)

4 令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて（「令第8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（令和6年3月29日消防予第156号））

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、次の(1)から(8)の基準により設置されているものにあつては、規則第5条の2第4号及び「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に適合するものとして取り扱うことができる。

(1) から(9)まで (略)

5 令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方

6 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

(以下 省略)

第1節 総論

岡山市消防設備等審査基準（旧）

第1節 総論

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 工事整備対象設備等着工届出書
  - (1) (略)
  - (2) 添付図書等  
着工届等に添付する図書は、別表2によるほか次によること。★
  - (3) (略)
  - (4) (略)

別紙1

消防用設備等の種類	増設	移設	取換え
屋内消火栓屋外消火栓から ガス漏れ火災警報設備 まで (略)	(略)	(略)	(略)
非常警報設備	●スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。 ●ベル → 既設と同種類のもの → 2個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●スピーカー → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ●ベル → 2個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●スピーカー → 5個以下 ●ベル → 2個以下
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る）） （救助袋・緩降機）（略）	(略)	(略)	(略)
上記以外の避難器具（すべり台、 金属製避難はしご、（固定式以外 のもの）避難橋等）（略）	(略)	(略)	(略)
誘導灯	●本体 → 2個以下	●本体 2個以下	●本体 → 5個以下で、既設と同種類のもの

岡山市消防設備等審査基準（新）

第1節 総論

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 工事整備対象設備等着工届出書
  - (1) (略)
  - (2) 添付図書等  
着工届等に添付する図書は、別表2によるほか次によること。◆
  - (3) (略)
  - (4) (略)

別紙1

消防用設備等の種類	増設	移設	取換え
屋内消火栓屋外消火栓から ガス漏れ火災警報設備 まで (略)	(略)	(略)	(略)
非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）	●起動装置、音響装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●起動装置、音響装置、表示灯 → 5個以下
非常警報設備（放送設備）	●スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 → 増幅器の容量に影響を及ぼさないものに限る。	●スピーカー → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	●スピーカー → 5個以下
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る）） （救助袋・緩降機）（略）	(略)	(略)	(略)
上記以外の避難器具（すべり台、 金属製避難はしご、（固定式以外 のもの）避難橋等）（略）	(略)	(略)	(略)
誘導灯	●本体 → 5個以下	●本体 → 5個以下	●本体 → 既設と同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	●すべての構成部品

				連結散水設備	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、送水区域に変更がない範囲の場合に限る。 → 消防ポンプ等の性能(吐出量、揚程)配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	●加圧送水装置(制御盤を含む)、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
				連結送水管	該当なし	該当なし	●加圧送水装置(制御盤を含む)、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

備考1 各設備の施工基準については、「岡山市消防用設備等審査基準」によること。  
備考2 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)、消防用水及び\_\_\_\_\_消火活動上必要な施設にあつては、これによらないものとする。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

別表2



4 概要表等の記載要領★

(消防用設備等計画書)

- ①、② (略)
- ③ 建築主及び代理者の住所、氏名、電話を記入し押印する。
- ④から⑬まで (略)
- ⑭ 規則第1条\_\_\_\_により算出した人員又は現収容人員を記入する。

(不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の概要表)

- ①から③まで (略)
- ④ J I S 番号か合成樹脂管等(認定番号)を記入する。
- ⑤から⑦まで (略)

(以下 省略)

備考1 各設備の施工基準については、「岡山市消防用設備等審査基準」によること。  
備考2 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)、消防用水及び表中にない消火活動上必要な施設にあつては、これによらないものとする。  
備考3 表中の各区分(「増設」、「移設」及び「取替え」をいう。)の工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取り扱うこと。  
備考4 「改造」に該当しない「補修」とは、変形、損傷、故障個所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することを言い、「整備」に該当するものであること。  
(例1) 屋内消火栓設備等の配管、弁類及び計器類の取替え。ただし、経路変更を伴う配管取替えは除く。  
(例2) 落雷や水没等による、自動火災報知設備等の電気基盤の取替え。  
(例3) 非常電源の取替え。ただし、新たに容量計算を必要とする場合は除く。  
備考5 感知器の取替えについては、次のとおり取り扱うこと。  
(1) 感知器のベースを触らないで、既設と同種類の感知器に取替える場合は、「補修」に該当するため、「工事」ではなく「整備」として取り扱うこと。  
(2) 既設と別の種類の感知器に取替える場合、新たに設計を要しないものにあつては「改造」ではなく「取替え」として取り扱うこと。  
備考6 令第29条の4に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等における、本表の準用にあつては、管轄の消防機関に確認すること。

別表2



4 概要表等の記載要領◆

(消防用設備等計画書)

- ①、② (略)
- ③ 建築主及び代理者の住所、氏名、電話を記入\_\_\_\_\_する。
- ④から⑬まで (略)
- ⑭ 規則第1条の3により算出した人員又は現収容人員を記入する。

(不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の概要表)

- ①から③まで (略)
- ④ J I S 番号等(構造・材質)\_\_\_\_\_を記入する。
- ⑤から⑦まで (略)

(以下 省略)



料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものを除く。なお、条例第36条第1項についても、これを準用する。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

イ 内燃機関を原動力としない発電設備

ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800Ah・セル未満のもの

エ 配線、照明、電動機等

(2) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第54条第1項第1号から第8の2号までに規定する設備を設置する場所をいう。

(3) 条例第36条第1項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する場所をいう。

ア 厨房（部分的な湯沸室及び個人の住宅に設けるものを除く。）

イ 営業用食品加工炉及びかまど

ウ 工業炉及びかまど

エ 熱風炉

オ 公衆浴場の火焚き場

カ 火葬場のかま場

キ 焼却炉を設置する場所

(4) 条例第36条第1項第6号に規定する「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

## II 能力単位

### 1、2（略）

## III 設置場所等

## II 能力単位

### 1、2（略）

### 3 設置個数の減少

規則第8条第1項の適用については、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備のみとし、初期消火の観点から屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備の設置による消火器具の設置個数の減少は、認められない。

## III 設置場所等

### 1 一般事項

(1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。

(2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものとする。

(3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。

(4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。

(5) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するものうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。





- (9) 第5号の「溶接又は溶断の作業」とは、一定の事業目的に従って反復継続される作業をいう。
- (10) 第6号の「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。
- (11) 消火器が令第10条第1項により設置されており、本条各号の場所を有効に包含されている場合は、追加で設置する必要はない。

2 第2項

本条により設置する消火器の設置及び維持の技術上の基準については、令第10条第2項及びⅢからⅤによること。また、令第10条第2項の規定の例によることを定めたものであることから、令第10条第3項による他の消防用設備による減免の対象とならない。

なお、設置する消火器については、その対象に適応したもので10型以上の消火器を設置指導すること。◆

(大型消火器に関する基準)

**第36条の2** 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、大型消火器を設けなければならない。

- (1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
- (2) 全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所
- (3) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所
- (4) 自動車車庫、駐車場及び自動車修理工場等のうち、その主たる用途に供する部分の床面積が150平方メートル以上の場所

**2** 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説】

本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物にある特殊用途に供する場所に対して、大型消火器の設置を規定したものである。

1 第1項

- (1) 「不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備」とは、使用電圧が7000ボルトをこえるものをいい、主要な機器(主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等)すべてに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びにJIS-C4003の機器絶縁を施したものを使用した変電設備で、使用電圧7,000ボルトを超えるものをいう。
- (2) 「全出力」とは、発電設備の設計上の供給許容電力であり、「電圧×電流」の式であらわされる。20キロワットの変電設備とは、例えば電圧100ボルトの場合、200アンペアの電流を流しうるものである。  
 なお、供給許容電力(ワット)は、電力会社との契約設備電力ではなく、変電設備の負荷設備容量(キロボルトアンペア)に次表に基づく係数を乗じて算定したものと差し支えない。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0.80
500以上 1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

<計算例>

変電室内に変圧器300KVAが1基、50KVAが3基あった場合は  
 $300\text{KVA} \times 1\text{基} + 50\text{KVA} \times 3\text{基} = 450\text{KVA} < 500\text{KVA}$   
 $450\text{KVA} \times 0.8 = 360\text{KW}$

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0.80
500以上 1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

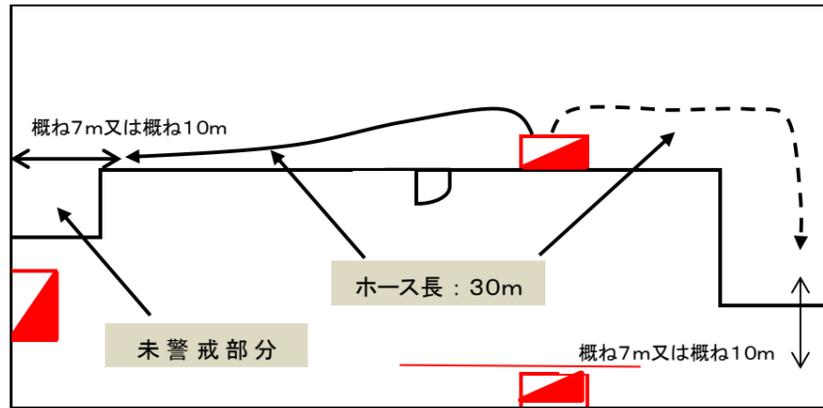


第2 屋内消火栓設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）

第2 屋内消火栓設備

1 消火栓の選択及び設置  
(略)



2 加圧送水装置

(1) (略)

ア (略)

(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 建築物の屋上に加圧送水装置を設置する場合は、下階からの火災の影響を受けないよう、      主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。この場合、加圧送水装置と隣接する建築物若しくは工作物から 3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。◆

イ (略)

(2) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 共用の場合

同一敷地内に 2 以上の防火対象物（      主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものを除く。）がある場合で、当該防火対象物相互に、延焼のおそれのある部分が存するときは、当該防火対象物は 1 の防火対象物とみなす。

ウ (略)

(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代      る加圧装置を設けること。◆

ウ (略)

エ (略)

(5)から(7)まで (略)

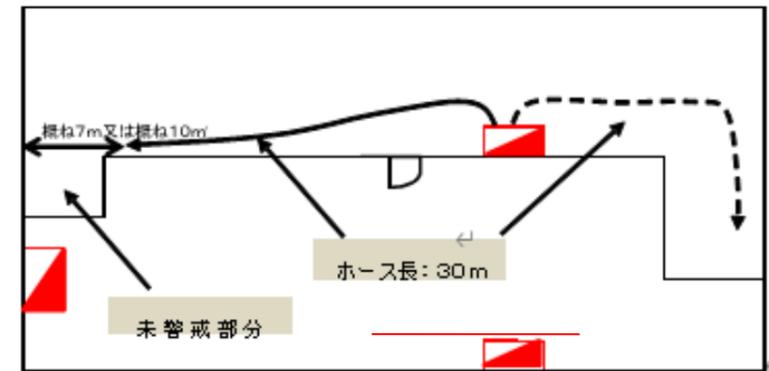
3 (略)

4 配管等

岡山市消防設備等審査基準（新）

第2 屋内消火栓設備

1 消火栓の選択及び設置  
(略)



2 加圧送水装置

(1) (略)

ア (略)

(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 建築物の屋上に加圧送水装置を設置する場合は、下階からの火災の影響を受けないよう、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。この場合、加圧送水装置と隣接する建築物若しくは工作物から 3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。◆

イ (略)

(2) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 共用の場合

同一敷地内に 2 以上の防火対象物（特定主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたものを除く。）がある場合で、当該防火対象物相互に、延焼のおそれのある部分が存するときは、当該防火対象物は 1 の防火対象物とみなす。

ウ (略)

(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代わる加圧装置を設けること。◆

ウ (略)

エ (略)

(5)から(7)まで (略)

3 (略)

4 配管等

- (1) (略)  
 (2) (略)  
 ア 規則第12条第1項第6号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ許容水量は、次表に定めるもの以下とすること。◆

使用管径 (mm)	管の受け持つ流量 (ℓ/min)
40	130
50	260

- イ (略)  
 (ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。  
 a 補助用高架水槽から主管までの配管は、1号消火栓が設けられるものは呼び径40A以上、2号消火栓が設けられるものは呼び径25A以上のものとする。  
 b 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとする。  
 c 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けること。  
 d 他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。  
 e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。  
 (イ) (略)  
 ウからサまで (略)

5 (略)  
 6 屋内消火栓の位置等

- (1) (略)  
 (2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。  
 ア (略)  
 イ 標示及び灯火は、次によること。  
 (ア) から (ウ) まで (略)  
 (エ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、アによる表示のほか、規則第31条項第4号による標識を設けること。  
 規則第31条項第4号による標識とは、扉の下端から20cmの位置に幅5cm以上、長さ40cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆  
 (3) (略)  
 (4) (略)

7 (略)  
 8 非常電源  
 第23非常電源設備の技術基準によること。★

9 令第32条の特例基準

- (1) (略)  
 ア (略)  
 (ア) (略)  
 (イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。  
 a (略)  
 b (略)  
 c 非常動力装置は、規則第12条第4号ロの規定に準じて設けること。  
 d から f まで (略)

- (1) (略)  
 (2) (略)  
 ア 規則第12条第1項第6号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ流量は、次表に定めるもの以下とすること。◆

使用管径 (mm)	管の受け持つ流量 (ℓ/min)
40	130
50	260

- イ (略)  
 (ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。  
 a 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとする。  
 b 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、自動的に給水できる装置を設けること。  
 c 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。  
 (イ) (略)  
 ウからサまで (略)

5 (略)  
 6 屋内消火栓の位置等

- (1) (略)  
 (2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。  
 ア (略)  
 イ 標示及び灯火は、次によること。  
 (ア) から (ウ) まで (略)  
 (エ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、アによる表示のほか、規則第31条第4号による標識を設けること。  
 規則第31条第4号による標識とは、扉の下端から20cmの位置に幅5cm以上、長さ40cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆  
 (3) (略)  
 (4) (略)

7 (略)  
 8 非常電源  
 第23非常電源設備によること。★

9 令第32条の特例基準

- (1) (略)  
 ア (略)  
 (ア) (略)  
 (イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。  
 a (略)  
 b (略)  
 c 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。  
 d から f まで (略)





第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）</b></p> <p><b>2 水源等</b> 水源等は、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>3の規定によること。</p> <p><b>3 配管等</b> 配管等は、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>4の規定によること。</p> <p><b>4 配線等</b> 配線等は、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>5の規定によるほか、次によること。 天井設置型消火栓の降下装置を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の間の配線は、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>5の規定を準用する。◆</p> <p><b>5 屋内消火栓箱等</b> 屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓<u>の</u>基準（平成25年消防庁告示2号）によるほか、次によること。 (1) 易操作性1号消火栓の位置は、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>6(1)の規定を準用する。◆ (2) (略) (3) (略) (4) 設置方法は、次によること。 ア 標示及び灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>1(6)、<u>5</u>(2)イ(ア)、(ウ)及び(エ)の規定によること。 イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆ なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、<u>取扱うもの</u>については、努めて1号消火栓を設置すること。◆ ウ (略) エ (略) (5) (略)</p> <p><b>6 凍結防止</b> 第2屋内消火栓設備の<u>技術基準</u>7の規定を準用する。◆</p> <p><b>7 非常電源</b> 第23非常電源設備の<u>技術基準</u>によること。★</p> <p><b>8 (略)</b></p> <p><b>9 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤の<u>技術基準</u>によること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）</b></p> <p><b>2 水源等</b> 水源等は、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 3の規定によること。</p> <p><b>3 配管等</b> 配管等は、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 4の規定によること。</p> <p><b>4 配線等</b> 配線等は、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 5の規定によるほか、次によること。 天井設置型消火栓の降下装置を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の間の配線は、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 5の規定を準用する。◆</p> <p><b>5 屋内消火栓箱等</b> 屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓<u>等</u>の基準（平成25年消防庁告示2号）によるほか、次によること。 (1) 易操作性1号消火栓の位置は、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 6(1)の規定を準用する。◆ (2) (略) (3) (略) (4) 設置方法は、次によること。 ア 標示及び灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 2(6)、<u>6</u>(2)イ(ア)、(ウ)及び(エ)の規定によること。 イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆ なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、<u>取り扱うもの</u>については、努めて1号消火栓を設置すること。◆ ウ (略) エ (略) (5) (略)</p> <p><b>6 凍結防止</b> 第2屋内消火栓設備 <u>                    </u> 7の規定を準用する。◆</p> <p><b>7 非常電源</b> 第23非常電源設備 <u>                    </u> によること。★</p> <p><b>8 (略)</b></p> <p><b>9 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤 <u>                    </u> によること。</p>

第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b> 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定によること。★</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)（イ(ア)及びウ(ア)を除く。）の規定によるほか、1号消火栓（第2に規定する屋内消火栓設備をいう。以下同じ。）と加圧送水装置を共用する場合のポンプの吐出量は次によること。 ア（略） イ（略）</p> <p>(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置 前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)」は「第2屋内消火栓設備の技術基準2(3)」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置 前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)」は「第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)」と読み替えるものとする。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 起動表示灯は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(6)の規定によること。</p> <p><b>2 水源等</b> 第2屋内消火栓設備の技術基準3の規定によること。</p> <p><b>3 配管等</b> 規則第12条第2項第2号及び第2屋内消火栓設備の技術基準4によること。</p> <p><b>4 配線等</b></p> <p>(1) 第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。</p> <p>(2) 天井設置型消火栓等（2号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置するもの。）のノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の配線は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。</p> <p><b>5 屋内消火栓箱等</b> 第2屋内消火栓設備の技術基準6（(3)イを除く。）によるほか、次によること。 ただし、「令第11条第3項第1号イ、ロ」を「令第11条第3項第2号イ」に、「易操作性1号消火栓」を「2号消火栓」にそれぞれ読み替えるものとする。屋内消火栓箱は、品質評価品を使用すること。★</p> <p><b>6 凍結防止</b> 第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆</p> <p><b>7 非常電源</b> 第23非常電源設備の技術基準によること。</p> <p><b>8 令第32条の特例基準</b> 第2屋内消火栓設備の技術基準9(1)、(2)エ及び(3)の規定を準用するほか、次によること。 (1)（略） (2)（略）</p> <p><b>9（略）</b></p> <p><b>10 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2の3 屋内消火栓設備（2号消火栓及び広範囲型2号消火栓）</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b> 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備_____2の規定によるほか、次によること。</p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備_____2(1)の規定によること。★</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備_____2(2)（イ(ア)及びウ(ア)を除く。）の規定によるほか、1号消火栓（第2に規定する屋内消火栓設備をいう。以下同じ。）と加圧送水装置を共用する場合のポンプの吐出量は次によること。 ア（略） イ（略）</p> <p>(3) 高架水槽を用いる加圧送水装置 前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備_____2(2)」は「第2屋内消火栓設備_____2(3)」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置 前1(2)の規定によること。ただし、「第2屋内消火栓設備_____2(2)」は「第2屋内消火栓設備_____2(4)」と読み替えるものとする。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 起動表示灯は、第2屋内消火栓設備_____2(6)の規定によること。</p> <p><b>2 水源等</b> 第2屋内消火栓設備_____3の規定によること。</p> <p><b>3 配管等</b> 規則第12条第2項第2号及び第2屋内消火栓設備_____4によること。</p> <p><b>4 配線等</b></p> <p>(1) 第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。</p> <p>(2) 天井設置型消火栓等（2号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置するもの。）のノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の配線は、第2屋内消火栓設備_____5の規定を準用する。</p> <p><b>5 屋内消火栓箱等</b> 第2屋内消火栓設備_____6（(3)イを除く。）によるほか、次によること。 ただし、「令第11条第3項第1号イ、ロ」を「令第11条第3項第2号イ」に、「易操作性1号消火栓」を「2号消火栓」にそれぞれ読み替えるものとする。屋内消火栓箱は、品質評価品を使用すること。★</p> <p><b>6 凍結防止</b> 第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。◆</p> <p><b>7 非常電源</b> 第23非常電源設備_____によること。</p> <p><b>8 令第32条の特例基準</b> 第2屋内消火栓設備_____9(1)、(2)エ及び(3)の規定を準用するほか、次によること。 (1)（略） (2)（略）</p> <p><b>9（略）</b></p> <p><b>10 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤_____によること。</p>

## 第2の4 パッケージ型消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第2の4 パッケージ型消火設備</b></p> <p>パッケージ型消火設備は、平成16年消防庁告示第12号（以下「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p><b>1 設置要件</b> 平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し、第5泡消火設備の技術基準I8の規定を準用するほか、消防長又は消防署長の認める場所とする。</p> <p><b>2 設置機器</b> パッケージ型消火設備は、認定品を用いること。★</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2の4 パッケージ型消火設備</b></p> <p>パッケージ型消火設備は、平成16年消防庁告示第12号（以下「平成16年告示12号」という。）の規定によるほか、次によること。</p> <p><b>1 設置要件</b> 平成16年告示12号中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指し、第5泡消火設備 I 8 の規定を準用するほか、消防長又は消防署長の認める場所とする。</p> <p><b>2 設置機器</b> パッケージ型消火設備は、認定品を用いること。★</p>

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第3 スプリンクラー消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b></p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。★</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定を準用する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ ポンプの全揚程</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高層建築物に設ける2次ポンプ 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)ウ(イ)の規定を準用する。この場合の中間水槽は第19連結送水管の技術基準6(3)キの規定を準用すること。◆</p> <p>(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでの規定を準用すること。★</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定によること。</p> <p><b>2 水源等</b></p> <p>水源等は、規則第13条の6の規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準3(2)から(5)の規定を準用するほか、次によること。</p> <p>なお、スプリンクラー設備の比較については、別記2を参考とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スプリンクラー設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書きの規定によること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>3 配管等</b></p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定によること。</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからサまで(イ(ア) aを除く。)の規定を準用する。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。◆</p> <p>この場合において、補助散水栓は、一のヘッドとみなして含むものとし、補助散水栓に至る配管は、呼び径25A以上のものとする。◆</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3 スプリンクラー___設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b></p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備_____2(1)の規定を準用する。★</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 第2屋内消火栓設備_____2(2)アの規定を準用するほか、次によること。</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共用の場合 第2屋内消火栓設備_____2(2)イ(イ)の規定を準用する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ ポンプの全揚程</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高層建築物に設ける2次ポンプ 第2屋内消火栓設備_____2(2)ウ(イ)の規定を準用する。この場合の中間水槽は第19連結送水管_____6(3)カの規定を準用すること。◆</p> <p>(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備_____2(4)イからエまでの規定を準用すること。★</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 耐震措置 第2屋内消火栓設備_____2(7)の規定によること。</p> <p><b>2 水源等</b></p> <p>水源等は、規則第13条の6の規定及び第2屋内消火栓設備_____3(2)から(5)の規定を準用するほか、次によること。</p> <p>なお、スプリンクラー設備の比較については、別記2を参考とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スプリンクラー設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、第2屋内消火栓設備_____3(1)ただし書きの規定によること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>3 配管等</b></p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備_____4(1)の規定によること。</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 第2屋内消火栓設備_____4(2)イからサまで_____の規定を準用する。◆</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 配水管の口径又は直接ヘッドが設けられている枝管の口径とヘッドの関係は、放水量、放水圧力が規定の数値以上とすることのほか、次表によること。<u>(適用を受けるのは、最大同時開放個数までとする。)</u>◆</p> <p>この場合において、補助散水栓は、一のヘッドとみなして含むものとし、補助散水栓に至る配管は、呼び径25A以上のものとする。◆</p> <p>(3) (略)</p>



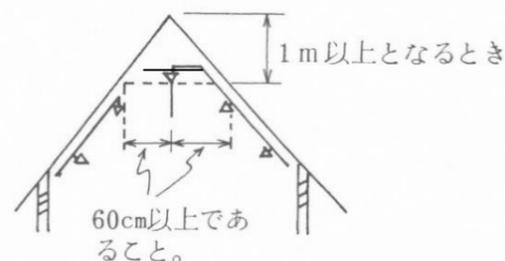
2 (略)

3 ヘッドの設置要領

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 規則第13条の2第4項第1号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、ヘッドには次に掲げる集熱板を設けること。◆
  - ア 集熱板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとする。
  - イ 集熱板の下面よりデフレクターまでの距離は30cm以内とすること。
- (4) (略)
- (5) (略)

(6) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。

- ア (略)
- イ



(7) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆

(8) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。

(9) 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量、感度種別等）は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。

(10) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。

- ア (略)
- イ ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。

ウ (略)

(11) 側壁型ヘッドは、宿泊室等、廊下、通路等（フロント、ロビー等を含む。）に設置することができるものであること。

4 ヘッドの設置を要しない部分及びその取扱い

(1) 放水による消火が不適当な用途や出火危険が少なく万一出火したとしても他に延焼する危険が少ない等としてヘッドの設置を要しない部分とは、規則第13条第3項の規定によるほか、次によること。

- ア (略)
- イ (略)

2 (略)

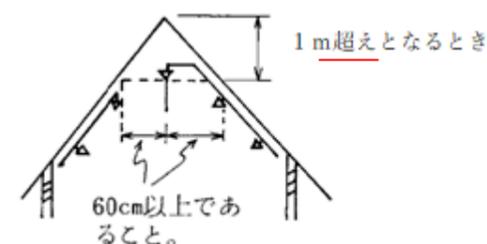
3 ヘッドの設置要領

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 規則第13条の2第4項第1号イのただし書きの規定による場合、はり等によって散水障害とならない高さまでヘッドを下げ、当該ヘッドの感熱が上部ヘッドからの消火水により影響を受ける場合には、次に掲げる防護板を設けること。◆
  - ア 防護板の構造は金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとする。
  - イ 防護板の下面よりデフレクターまでの距離は30cm以内とすること。
- (4) (略)
- (5) (略)

(6) 規則第13条の2第4項第1号ロ又は前(5)の場合において、給排気用ダクト、棚等（以下「ダクト等」という。）又は飾り天井の下方にヘッドを設けるもので、ダクト等又は飾り天井の上方に感熱継手（火災の感知と同時に弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手）を当該機器の仕様により設けた場合は、令第32条の規定を適用し、上方部分にヘッドを設けないことができる。ただし、ダクト等又は飾り天井の上方に可燃物が存する場合は、この限りでない。

(7) 傾斜した屋根又は天井に設けるヘッドは、次によること。

- ア (略)
- イ



(8) 開口部に設けるヘッドは、ヘッドの軸心からの離隔距離が、壁面に対して10cm以上、45cm以下となるように設けること。◆

(9) ラック式倉庫にあっては、平成10年消防庁告示第5号の規定によるほか、次によること。

(10) 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量、感度種別等）は火災発生時同時に作動することが想定される同一の区画内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。

(11) 小区画型ヘッドを設置する場合は、次によること。

- ア (略)
- イ ヘッドを同一の宿泊室等に2以上設置する場合は、ヘッド相互の設置間隔が、3m以下とならないように設置すること。ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、隣接するヘッドの感熱部を濡らすおそれがないと認められる場合、被水防止措置を講じたヘッドを用いる場合又は遮水のための垂れ壁等を設けた場合は、この限りでない。

ウ (略)

(12) 側壁型ヘッドは、宿泊室等、廊下、通路等（フロント、ロビー等を含む。）に設置することができるものであること。

4 ヘッドの設置を要しない部分及びその取扱い

(1) 放水による消火が不適当な用途や出火危険が少なく万一出火したとしても他に延焼する危険が少ない等としてヘッドの設置を要しない部分とは、規則第13条第3項の規定によるほか、次によること。

- ア (略)
- イ (略)

ウ 規則第13条第3項第7号に規定するその他これらに類する室には、次の用に供する室が含まれるものであること。

(ア)から(オ)まで (略)

(カ) 医療機器に備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室。

(キ)から(ク)まで (略)

(2) (略)

(3)  (1)及び(2)によりヘッドの設置を要しない部分には、令第11条第4項の規定は適用されないため、屋内消火栓設備又は補助散水栓を有効に設置すること。

ただし、次のア又はイの部分は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備及び補助散水栓を設置しないことができる。★

ア 規則第13条第3項 第6号及び第8号 に規定する部分

イ (略)

### 5 厨房室に対する特例基準

厨房設備が設置されている室で、厨房設備にフード等用簡易自動消火装置（平成5年12月10日消防予第331号「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁予防課長通達に係るものをいう。以下「フード等用簡易自動消火装置」という。）が当該通達の設置基準に基づき設置される場合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積（1のフード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消火しうる範囲の面積をいう。）の範囲内の部分については、令第32条の規定を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる。★

### III 開放型スプリンクラー設備

#### 1 劇場等の舞台部及びスタジオ等に設けるスプリンクラー設備

(1)から(4)まで (略)

(5) 起動装置等

ア 火災感知のため閉鎖型ヘッドを使用する場合は、II3の基準を準用するほか1のヘッドの感知区域は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は20㎡、その他の防火対象物は15㎡とすること。



イ 火災感知のため自動火災報知設備の感知器を使用する場合は、第10自動火災報知設備の技術基準2(3)から(7)の規定を準用する。◆

IV (略)

V (略)

### VI 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

#### 1 配管等

(1) (略)

(2) 配管系統の範囲

水源（令第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

(3) 配管構造

ア ライニング

配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本工業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。

イ 壁裏

ウ 規則第13条第3項第7号に規定するその他これらに類する室には、次の用に供する室が含まれるものであること。

(ア)から(オ)まで (略)

(カ) 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室。

(キ)から(ク)まで (略)

(2) (略)

(3)  前(1)及び前(2)によりヘッドの設置を要しない部分 は、令第11条第4項におけるスプリンクラー設備の有効範囲内の部分には該当しないため、屋内消火栓設備の設置が必要な防火対象物にあつては、当該部分に屋内消火栓設備又は補助散水栓を有効に設置すること。

ただし、次のア又はイの部分は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備及び補助散水栓を設置しないことができる。★

ア 規則第13条第3項 第1号、第5号、第6号、第8号及び第10号 に規定する部分

イ (略)

### 5 令第32条の特例基準

(1) 第2屋内消火栓設備9(4)の規定を準用する。

(2) 厨房設備が設置されている室で、厨房設備にフード等用簡易自動消火装置（平成5年12月10日消防予第331号「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」の消防庁予防課長通達に係るものをいう。以下「フード等用簡易自動消火装置」という。）が当該通達の設置基準に基づき設置される場合には、フード等用簡易自動消火装置の公称防護面積（1のフード等用簡易自動消火装置で当該機種に明示された有効に消火しうる範囲の面積をいう。）の範囲内の部分については、令第32条の規定を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる。★

### III 開放型スプリンクラー設備

#### 1 劇場等の舞台部及びスタジオ等に設けるスプリンクラー設備

(1)から(4)まで (略)

(5) 起動装置等

ア 火災感知のため閉鎖型ヘッドを使用する場合は、II3の基準を準用するほか1のヘッドの感知区域は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分は20㎡、その他の防火対象物は15㎡とすること。



イ 火災感知のため自動火災報知設備の感知器を使用する場合は、第10自動火災報知設備  2(3)  から(7)の規定を準用する。◆

IV (略)

V (略)

### VI 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

#### 1 配管等

(1) (略)

(2) 配管系統の範囲

水源（令第12条第2項 第3号の2 により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の敷設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

(3) 配管構造

ア ライニング

配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号。イにおいて「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本 産業 規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えない。

イ  配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のもの」と



(スプリンクラー設備に関する基準)

第37条の2 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(12)項口に掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分(これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。)の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(2)項及び(3)項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が、同表(2)項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表(3)項口に掲げるものにあつては1,500平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1に掲げる建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの
- (4) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物
- (5) 令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物

2 前項の規定より設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次に示すようにしなければならない。

- (1) スプリンクラーヘッドは、前項に掲げる防火対象物の階の天井又は小屋裏に、その各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、前項第1号に掲げる階のうちスタジオ部分にあつては1.7メートル以下、同号に掲げる階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第5号までに掲げる階にあつては2.1メートル(耐火建築物の階にあつては2.3メートル)以下となるように設けること。
- (2) 前項第1号の規定により設けるスプリンクラーヘッドのうちスタジオ部分に設置するものは、開放型のものとする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項第3号から第8号まで及び第3項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)第13条から第13条の4まで、第13条の5(第1項及び第2項を除く。)、第13条の6及び第14条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説】

本条は、令第12条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してスプリンクラー設備の設置基準を規定したものである。

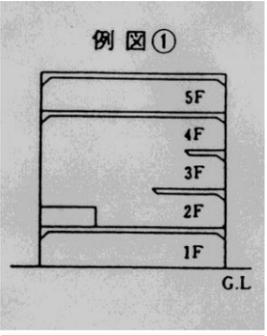
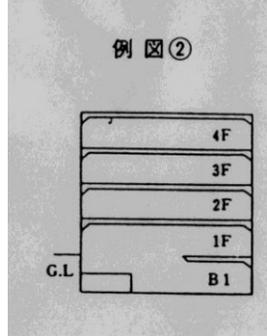
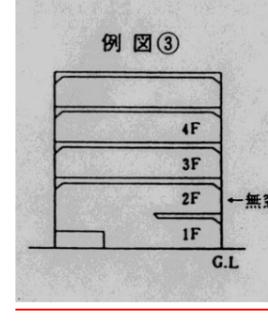
1 第1項各号は、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物を規定している。

(1) 第1号から第3号までにおいて、主たる用途に供する部分(第2章 第1 2 「項ごとの適応事項」表1-2(イ)欄に掲げる用途に供する部分をいう。)の床面積が規定の面積以上となった場合には、その部分以外の他の用途部分も含めて当該階全体に設置しなければならない。

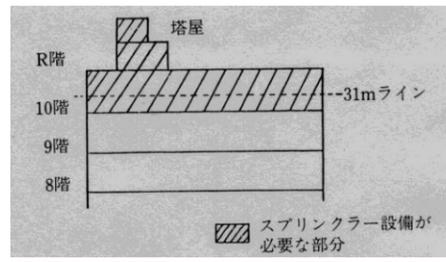
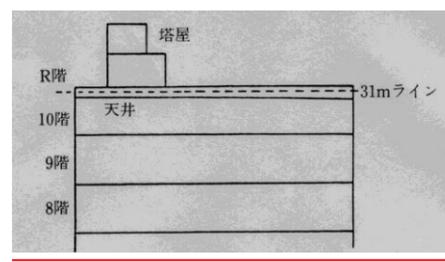
(2) 第2号の「防火対象物の2以上の階」とは、2階以上の階ではなく、2の階にまたがる階のことをいい、「～に達する吹き抜け部分を共有するもの」とは、下図に示すように吹き抜け部分を共有するいずれかの階が、地階、無窓階又は4階以上の階である場合をいう。

次の例図により説明すると、合計する床面積及び設置する階は、例図①は2～4階、例図②はB1階と1階、例図③は1階と2階となる。

下に例図を示すが、建築基準法施行令第112条第9項(防火区画)に該当する区画を設ければ、各階において吹き抜け部分を共有することとならない。


 <p>例図①</p>	 <p>例図②</p>	 <p>例図③</p>
<p>*合計する床面積及び設置する階は例図①2～4階</p>	<p>*合計する床面積及び設置する階は例図②B1～1階</p>	<p>*合計する床面積及び設置する階は例図③1～2階</p>

(4) 第3号の「地盤面からの高さが31メートルを超えるもの」とは、下図のとおり階の床面が31メートルをこえるものに適用する。なお、この場合の設置義務部分は、その該当階のみである。


 <p>塔屋 R階 10階 9階 8階 31mライン スプリンクラー設備が必要な部分</p>	 <p>塔屋 天井 R階 10階 9階 8階 31mライン</p>
<p>(R階、塔屋部分については施行令第12条に準ずる) 31メートルラインが階高の1/2以上の場合は該当しない。</p>	<p>階数に算入される最上階の天井が31メートル以下であれば該当しない。</p>

(5) 第4号の「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものであり、令別表第1(16の2)項に該当するものである。ただし、本号では、公共用の地下道部分は除外しているため、当該部分にはスプリンクラー設備を設置する必要はない。ただし、地下街、準地下街については、面積に関係なく設置必要。

2 第2項の規定は、本条により設置するスプリンクラー設備の技術上の基準について規定したものである。

(1) 第1項の規定は、スプリンクラーヘッドの種類及び水平距離を定めたものである。

ア 「スタジオ部分」とは、映画又はテレビの撮影の用に供する部分(これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む)のことであり、当該部分には、開放型スプリンクラーヘッドを設け、かつ、当該ヘッドは各部分から1.7m以下となるように設置しなければならない。ただし、取付け面の高さが、8m未満の部分に設けるものにあつては、第44条の規定を適用し、閉鎖型スプリンクラーヘッドとすることができる。







		<p>供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある場所</p> <p>(2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所</p> <p>(3) 全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所</p>	<p>不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分</p>	<p>不活性ガス消火設備</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		<p><b>2</b> 前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備又は粉末消火設備は、移動式以外のものとし、かつ、当該設備には自動式起動装置を設けなければならない。</p> <p><b>3</b> 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条までの規定及び省令第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>	
<p>_____</p>		<p><b>【解説】</b></p>	
<p>_____</p>		<p>本条は、令13条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してその用途、規模に応じて水噴霧消火設備等の設置基準等を規定したものである。</p>	
<p>_____</p>		<p>また、「これらと同等と消防長が認める消火設備」とは、本条に該当し消火設備を設置する際、表記の消火設備以外のもの（パッケージ消火設備、泡消火設備等）を条例第44条の規定により設置可能であることを明記しているものとする。</p>	
<p>_____</p>		<p><b>1 第1項表上欄について</b></p>	
<p>_____</p>		<p>(1) 第1号の適応対象は、令別表第1各号に掲げる防火対象物であり、駐車の用に供する部分の面積が700㎡以上のものが対象となる。</p>	
<p>_____</p>		<p>また、「駐車の用に供する部分」とは、駐車する部分とこれに接する車路を含めたものをいう。ただし、道路から駐車場に至る傾斜路、進入路等で、自動車の通行にのみ供する部分は含まないものとする。</p>	
<p>_____</p>		<p>(2) 「床面積の合計」とは、1の防火対象物に複数の駐車の用に供する部分が存する場合は、その合計が700㎡あれば該当するが、相互に隔たった位置にあり延焼拡大のおそれがない場合は条例第44条の規定を適用し免除することができる。</p>	
<p>_____</p>		<p>(3) 「駐車するすべての車両が同時に屋外にできる構造」とは、車両が一行又は二列に並列して駐車する車庫で、かつ前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出入される場合をいう。</p>	
<p>_____</p>		<p>_____</p>	
<p>_____</p>		<p>_____</p>	





岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第5 泡消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b></p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。◆</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 ポンプを用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ハの規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アによるほか、次によること。★</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共用する場合 第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定によること。</p> <p>イ ポンプの全揚程★ ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ(ハ)及び平成20年消防庁告示第32号の規定によるほか、消防用ホースの摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)ウ(ウ)の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ロの規定及び第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでによるほか、加圧送水装置の吐出量は、(2)アのポンプ吐出量を充足すること。</p> <p>(5) 起動装置</p> <p>ア 自動式起動装置は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動するものとし、第4水噴霧消火設備の技術基準8(1)を準用すること。</p> <p>イ 手動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 規則第18条第4項第10号ロ(ロ)に規定する標識は、第3スプリンクラー設備の技術基準I 4(4)アの規定を準用すること。★ ただし、赤色の保護装置を設けたときは5cm×15cm以上とすることができる。◆</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定によること。★</p> <p><b>2 水源等</b></p> <p>(1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)の規定を準用して算出した水量以上とすること。◆</p> <p>(2) 水槽等については、第2屋内消火栓設備の技術基準3(2)から(5)までの規定を準用する。◆</p> <p><b>3 配管等</b></p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定によるほか、泡消火薬剤又は泡水溶液に常時接している配管についても、規則第18条第4項第8号の規定を準用すること。★</p> <p>(2) 構造 第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)イからコの規定を準用すること。この場合、準用規定中の「屋内消火栓設備」を「泡消火設備」に読み替えるものとする。★ なお、配管の管径は圧力計算により算出された配管の呼び径以上とすること。この場合の流水量は、同時</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5 泡消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b></p> <p>(1) 加圧送水装置の位置 第2屋内消火栓設備 _____ 2(1)の規定を準用する。◆</p> <p>(2) ポンプを用いる加圧送水装置 ポンプを用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ハの規定及び第2屋内消火栓設備 _____ 2(2)アによるほか、次によること。★</p> <p>ア ポンプの吐出量</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 共用する場合 第2屋内消火栓設備 _____ 2(2)イ(イ)の規定によること。</p> <p>イ ポンプの全揚程★ ポンプの全揚程は、規則第18条第4項第9号ハ(ハ)及び平成20年消防庁告示第32号の規定によるほか、消防用ホースの摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備 _____ 2(2)ウ(ウ)の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、規則第18条第4項第9号ロの規定及び第2屋内消火栓設備 _____ 2(4)イからエまでによるほか、加圧送水装置の吐出量は、(2)アのポンプ吐出量を充足すること。</p> <p>(5) 起動装置</p> <p>ア 自動式起動装置は、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動するものとし、第4水噴霧消火設備 _____ 8(1)を準用すること。</p> <p>イ 手動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 規則第18条第4項第10号ロ(ロ)に規定する標識は、第3スプリンクラー設備 _____ I 4(4)アの規定を準用すること。★ ただし、赤色の保護装置を設けたときは5cm×15cm以上とすることができる。◆</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 加圧送水装置の耐震措置 第2屋内消火栓設備 _____ 2(7)の規定によること。★</p> <p><b>2 水源等</b></p> <p>(1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備 _____ 2(2)イ(ア)及びbの規定を準用して算出した水量以上とすること。◆</p> <p>(2) 水槽等については、第2屋内消火栓設備 _____ 3(2)から(5)までの規定を準用する。◆</p> <p><b>3 配管等</b></p> <p>(1) 材質 第2屋内消火栓設備 _____ 4(1)の規定によるほか、泡消火薬剤又は泡水溶液に常時接している配管についても、規則第18条第4項第8号の規定を準用すること。★</p> <p>(2) 構造 第2屋内消火栓設備 _____ 4(2)イからコの規定を準用すること。この場合、準用規定中の「屋内消火栓設備」を「泡消火設備」に読み替えるものとする。★ なお、配管の管径は圧力計算により算出された配管の呼び径以上とすること。この場合の流水量は、同時</p>



<p><b>11 非常電源</b> 第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p><b>12 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p><b>13 (略)</b></p> <p><b>14 (略)</b></p> <p><b>II 低発泡</b></p> <p><b>1 泡ヘッドの配置等</b> (1) フォームウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドの配置型による設置間隔は、第3スプリンクラー設備の技術基準図3-1の計算における「2.1mの場合」によること。◆ (2)から(4)まで (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分、駐車のために供される部分又は道路のために供される部分（屋上部分に設けられるものに限る。）に設ける移動式泡消火設備</b> 規則第18条第2項第4号によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 配管等 アからクまで (略) ケ 規則第18条第4項第4号口の灯火は、第2屋内消火栓設備の技術基準I 6(2)イ(ウ)によること。★ (3) (略) (4) 泡放射用器具格納箱 ア (略) イ (略) ウ 格納される消防用ホースは、第2屋内消火栓設備の技術基準6(2)ア(ウ)の規定を準用すること。◆ エからキまで (略) (5) (略)</p> <p><b>4 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける固定式泡消火設備</b> (1) から(3)まで (略) (4) 配管構造は、I 3によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 混合方式は、プレッシャープロポーション方式とすること。ただし、小規模の防火対象物でⅡ 2(4)イ(7)及び(イ)に該当する場合は、乾式の単配管（ポンププロポーション方式）とすることができる。◆ エ (略) (5) 起動装置 Ⅱ 2(5)ア及びイ(7)を準用するほか、手動起動装置の操作部は、放射区域ごとに受信機の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。◆</p> <p><b>5 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける移動式泡消火設備</b> (1) (略) (2) (略) (3) 配管等 Ⅲ 3(2)を準用する。★ (4) 放射用器具 Ⅲ 3(3)を準用する。★ (5) 泡放射用器具格納箱 Ⅲ 3(4)を準用する。◆ (6) (略)</p>	<p><b>11 非常電源</b> 第23非常電源設備 _____ によること。★</p> <p><b>12 総合操作盤</b> 第25の2総合操作盤 _____ によること。</p> <p><b>13 (略)</b></p> <p><b>14 (略)</b></p> <p><b>II 低発泡</b></p> <p><b>1 泡ヘッドの配置等</b> (1) フォームウォーター・スプリンクラーヘッド又はフォームヘッドの配置型による設置間隔は、第3スプリンクラー設備 _____ 図3-1の計算における「2.1mの場合」によること。◆ (2)から(4)まで (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分、駐車のために供される部分又は道路のために供される部分（屋上部分に設けられるものに限る。）に設ける移動式泡消火設備</b> 規則第18条第2項第4号によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 配管等 アからクまで (略) ケ 規則第18条第4項第4号口の灯火は、第2屋内消火栓設備 _____ I 6(2)イ(ウ)によること。★ (3) (略) (4) 泡放射用器具格納箱 ア (略) イ (略) ウ 格納される消防用ホースは、第2屋内消火栓設備 _____ 6(2)ア(ウ)の規定を準用すること。◆ エからキまで (略) (5) (略)</p> <p><b>4 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける固定式泡消火設備</b> (1) から(3)まで (略) (4) 配管構造は、I 3によるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 混合方式は、プレッシャープロポーション方式とすること。ただし、小規模の防火対象物でⅡ 2(4)イ(7)及び(イ)に該当する場合は、乾式の単配管（ポンププロポーション方式）とすることができる。◆ エ (略) (5) 起動装置 Ⅱ 2(5)ア及びイ(7)を準用するほか、手動起動装置の操作部は、放射区域ごとに受信機の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。◆</p> <p><b>5 飛行機又は回転翼航空機の格納庫に設ける移動式泡消火設備</b> (1) (略) (2) (略) (3) 配管等 Ⅲ 3(2)を準用する。★ (4) 放射用器具 Ⅲ 3(3)を準用する。★ (5) 泡放射用器具格納箱 Ⅲ 3(4)を準用する。◆ (6) (略)</p>
--	--

(以下 省略)

(以下 省略)

第5の2 特定駐車場用泡消火設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第5の2 特定駐車場用泡消火設備</b></p> <p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下「平成26年省令23号」という。））及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。））の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について</p> <p>日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイ～エの性能等について確認されることとなり、イ～エについては、付帯条件が付される。</p> <p>ア _____告示____第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>イからエ （略）</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について</p> <p>__ (1)イからエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5の2 特定駐車場用泡消火設備</b></p> <p>特定駐車場用泡消火設備については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。（以下「平成26年省令23号」という。））及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年消防庁告示第5号。（以下「平成26年告示5号」という。））の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について</p> <p>(1) 認定において確認される性能等について</p> <p>日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイからエの性能等について確認されることとなり、イからエについては、付帯条件が付される。</p> <p>ア <u>平成26年告示5号</u>第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等</p> <p>イからエ （略）</p> <p>(2) 付帯条件に係る留意事項について</p> <p><u>前</u>(1)イからエの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第6 不活性ガス消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 から7まで （略）</p> <p>8 不活性ガス消火設備の設置種別等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5 泡消火設備の技術基準 I 8 の例によること。★</p> <p>9 耐震措置</p> <p>貯蔵容器、配管及び非常電源は、地震による震動等に耐えるための有効な措置とは、第2 屋内消火栓設備の技術基準 2 (7) の規定を準用すること。◆</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) から(3)まで （略）</p> <p>(4) 起動装置は、規則第 19 条第 5 項第 14 号から第 16 号まで及び第 19 号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで （略）</p> <p>エ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 規則第 19 条第 5 項第 15 号ニに規定する表示は、第3 スプリンクラー設備の技術基準 I 4 (4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>(エ) から(キ)まで （略）</p> <p>オ 自動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第 1 0 自動火災報知設備の技術基準 2 (3) から(7)までの規定によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第 19 条第 5 項第 16 号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★</p> <p>a 設置場所は、<u>      </u>(4)エ(ア)に準ずること。◆</p> <p>b (略)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第 16 条第 6 号及び規則第 19 条第 5 項第 6 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の貯蔵容器設置場所の出入口には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識、並びに <u>      </u> 2 (4)カ(ア)に規定する標識を掲げること。★</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置</p> <p>ア (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6 不活性ガス消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 から7まで （略）</p> <p>8 不活性ガス消火設備の設置種別等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5 泡消火設備 <u>      </u> I 8 の例によること。★</p> <p>9 耐震措置</p> <p>貯蔵容器、配管及び非常電源は、地震による震動等に耐えるための有効な措置とは、第2 屋内消火栓設備 <u>      </u> 2 (7) の規定を準用すること。◆</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) から(3)まで （略）</p> <p>(4) 起動装置は、規則第 19 条第 5 項第 14 号から第 16 号まで及び第 19 号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで （略）</p> <p>エ 手動式の起動装置は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 規則第 19 条第 5 項第 15 号ニに規定する表示は、第3 スプリンクラー設備 <u>      </u> I 4 (4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>(エ) から(キ)まで （略）</p> <p>オ 自動式の起動装置は、次によること。</p> <p>(ア) 設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第 1 0 自動火災報知設備 <u>      </u> 2 (3) から(7)までの規定によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第 19 条第 5 項第 16 号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★</p> <p>a 設置場所は、<u>II 1</u>(4)エ(ア)に準ずること。◆</p> <p>b (略)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第 16 条第 6 号及び規則第 19 条第 5 項第 6 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の貯蔵容器設置場所の出入口には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識、並びに <u>II 2</u> (4)カ(ア)に規定する標識を掲げること。★</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置</p> <p>ア (略)</p>

<p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、<u>ア</u>及びイ((ウ)を除く。)によるほか、次によること。</p> <p>(9) 非常電源 規則第 19 条第 5 項第 20 号及び 24 号によるほか、第 2 3 非常電源設備の<u>技術基準</u>によること。★</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常信号の検出は次によること。</p> <p>(ア) <u>ア</u>(ア)の場合にあつては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。</p> <p>(イ) <u>ア</u>(イ)の場合にあつては、地絡信号を検出できる機能(警報又は注意表示を含む。)を備えるものとする。</p> <p>ウ 工事、整備、点検等の安全を確保するための対策は、規則第 19 条の 2 によるほか、次によること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>ア</u>(イ)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等</p> <p>ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画</p> <p>(ア) 防護区画には、二方向避難ができるように 2 以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が <u>30m</u>以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イからスまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。ただし、袋小路室に、<u>2</u>(1)シにより、音響装置が設けられているときは、当該袋小路室には、規則第 19 条第 5 項第 19 号の 2 ロの規定にかかわらず、表示灯を設けないことができる。</p> <p>オからキまで (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>III (略)</b></p> <p><b>IV 移動式の消火設備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第 19 条第 6 項第 4 号に規定する標識は、第 3 スプリンクラー設備の<u>技術基準</u> I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p><b>V (略)</b></p> <p><b>VI 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</b></p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、<u>前ア</u>及びイ((ウ)を除く。)によるほか、次によること。</p> <p>(9) 非常電源 規則第 19 条第 5 項第 20 号及び 24 号によるほか、第 2 3 非常電源設備<u>                    </u>によること。★</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常信号の検出は次によること。</p> <p>(ア) <u>前ア</u>(ア)の場合にあつては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。</p> <p>(イ) <u>前ア</u>(イ)の場合にあつては、地絡信号を検出できる機能(警報又は注意表示を含む。)を備えるものとする。</p> <p>ウ 工事、整備、点検等の安全を確保するための対策は、規則第 19 条の 2 によるほか、次によること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>前ア</u>(イ)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等</p> <p>ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画</p> <p>(ア) 防護区画には、二方向避難ができるように 2 以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が <u>20m</u>以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イからスまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。ただし、袋小路室に、<u>II</u> 2(1)シにより、音響装置が設けられているときは、当該袋小路室には、規則第 19 条第 5 項第 19 号の 2 ロの規定にかかわらず、表示灯を設けないことができる。</p> <p>オからキまで (略)</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>III (略)</b></p> <p><b>IV 移動式の消火設備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第 19 条第 6 項第 4 号に規定する標識は、第 3 スプリンクラー設備<u>                    </u> I 4(4)アの規定を準用すること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p><b>V (略)</b></p> <p><b>VI 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</b></p>
--	---



岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p><b>第7 ハロゲン化物消火設備</b></p>	<p><b>第7 ハロゲン化物消火設備</b></p>
<p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ハロンガス貯蔵容器等 (1) 第6不活性ガス消火設備の技術基準 I 3(1)及び(2)の規定によること。 (2) (略)</p> <p>4 貯蔵ガス量 (1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第20条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 2(2)ウ及びエ並びに同 III 1 の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第20条第3項第3号」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第20条第3項第1号及び第2号」に、「規則第19条第4項第1号ロ」を「規則第20条第3項第1号ロ」に読み替えるものとする。 (2) (略)</p> <p>5 配管、管継手及び弁 配管、管継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号 _____ によること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 ハロゲン化物消火設備の設置種別等 (1) (略) (2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備の技術基準 I 8(2)の例によること。★</p> <p>8 耐震措置 規則第20条第4項第18号の規定により、第2屋内消火栓設備の技術基準 2(7)の規定を準用すること。★</p> <p>9 (略)</p> <p>10 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準 I 11 の規定によること。</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項 (1) 選択弁（分岐弁） 選択弁（分岐弁）は、規則第20条第4項第10号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(2)アからオまでの規定を準用すること。★ (2) 制御盤 制御盤は、規則第20条第4項第14号の2及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(3)アからウまでの規定を準用すること。★ (3) 起動装置は、規則第20条第4項第12号、第12号の2、第14号及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(4)の規定を準用すること。★ ア ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあつては、手動式とすること。ただし、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(4)アに掲げる場所は、自動式と手動式の切替方式とすること。★ イ (略) ウ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(4)エ（(キ)を除く。）の規定を準用すること。★ エ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準 II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、ハロン1301を放射するもので、立体駐車場等人命危険のおそれのない場合は、この限りでない。★</p>	<p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ハロンガス貯蔵容器等 (1) 第6不活性ガス消火設備 _____ I 3(1)及び(2)の規定によること。 (2) (略)</p> <p>4 貯蔵ガス量 (1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第20条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 _____ II 2(2)ウ及びエ並びに同 III 1 の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第20条第3項第3号」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第20条第3項第1号及び第2号」に、「規則第19条第4項第1号ロ」を「規則第20条第3項第1号ロ」に読み替えるものとする。 (2) (略)</p> <p>5 配管、管継手及び弁 配管、管継手及び弁類等は、規則第20条第4項第7号、第10号及び第11号の<u>規定</u>によること。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 ハロゲン化物消火設備の設置種別等 (1) (略) (2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備 _____ I 8(2)の例によること。★</p> <p>8 耐震措置 規則第20条第4項第18号の規定により、第2屋内消火栓設備 2(7)の規定を準用すること。★</p> <p>9 (略)</p> <p>10 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備 _____ I 11 の規定によること。</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項 (1) 選択弁（分岐弁） 選択弁（分岐弁）は、規則第20条第4項第10号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(2)アからオまでの規定を準用すること。★ (2) 制御盤 制御盤は、規則第20条第4項第14号の2及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(3)アからウまでの規定を準用すること。★ (3) 起動装置は、規則第20条第4項第12号、第12号の2、第14号及び平成13年消防庁告示第38号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(4)の規定を準用すること。★ ア ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあつては、手動式とすること。ただし、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(4)アに掲げる場所は、自動式と手動式の切替方式とすること。★ イ (略) ウ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(4)エ（(キ)を除く。）の規定を準用すること。★ エ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備 _____ II 1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、ハロン1301を放射するもので、立体駐車場等人命危険のおそれのない場合は、この限りでない。★</p>

<p>(4) 貯蔵容器等の設置場所 貯蔵容器等の設置場所は、規則第20条第4項第4号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(5) 貯蔵容器等の開放装置 貯蔵容器等の開放装置は、規則第20条第4項第4号イ、第6号の2及び第12号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第20条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(7) 排出措置 ハロゲン化物消火設備を設置した場所には、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(8)ア及びイにより、その放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講ずること。ただし、ア(ウ)の規定については、「10分の1」を「100分の1」に読み替える。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は規則第20条第4項第15号の規定によるほか、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第20条第4項第15号の規定、常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(10)の規定を準用すること。</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第17条第1号及び規則第20条第4項第2号の4の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ2(1)の規定を準用すること。★ ただし、ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあつては、規則第20条第4項第2号の4の規定における開口部の構造は、次によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ2(4)ア～カ（HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するものにあつては、アを除く。）の規定を準用すること★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>Ⅲ HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備の基準</b></p> <p><b>1 消火剤</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放出消火剤量 放出消火剤量は、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅲ1の規定を準用すること。★</p> <p><b>2 選択弁</b> 貯蔵容器から噴射ヘッドまでの間に複数の選択弁を設ける場合は、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅲ2の規定を準用する。◆</p> <p><b>3 配管</b> 起動容器と貯蔵容器の間の配管は、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅲ3の規定を準用すること。◆</p> <p><b>4 防護区画</b> 防護区画は、第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅲ4（(1)を除く。）の規定を準用するほか、次によること。</p> <p><b>5 保安措置</b> 規則第20条第4項第14号ロの規定により、Ⅱ2(4)及び第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅲ5の規定を準用すること。★</p> <p><b>Ⅳ 移動式の消火設備</b> 移動式のハロゲン化物消火設備については、令第17条第1項第3号及び第4号、規則第20条第3項第4号及</p>	<p>(4) 貯蔵容器等の設置場所 貯蔵容器等の設置場所は、規則第20条第4項第4号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ1(5)の規定を準用すること。★</p> <p>(5) 貯蔵容器等の開放装置 貯蔵容器等の開放装置は、規則第20条第4項第4号イ、第6号の2及び第12号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ1(6)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第20条第4項第13号及び平成7年消防庁告示第3号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ1(7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(7) 排出措置 ハロゲン化物消火設備を設置した場所には、第6不活性ガス消火設備Ⅱ1(8)ア及びイにより、その放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講ずること。ただし、ア(ウ)の規定については、「10分の1」を「100分の1」に読み替える。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は規則第20条第4項第15号の規定によるほか、第23非常電源設備Ⅱによること。★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第20条第4項第15号の規定、常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ1(10)の規定を準用すること。</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第17条第1号及び規則第20条第4項第2号の4の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ2(1)の規定を準用すること。★ ただし、ハロン2402、ハロン1211又はハロン1301を放射するものにあつては、規則第20条第4項第2号の4の規定における開口部の構造は、次によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第20条第4項第14号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備Ⅱ2(4)アからカ（HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するものにあつては、アを除く。）の規定を準用すること。★ なお、準用規定中の「不活性ガス」を「ハロゲン化物」に読み替えるものとする。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>Ⅲ HFC-23、HFC-227ea又はFK5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備の基準</b></p> <p><b>1 消火剤</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放出消火剤量 放出消火剤量は、第6不活性ガス消火設備Ⅲ1の規定を準用すること。★</p> <p><b>2 選択弁</b> 貯蔵容器から噴射ヘッドまでの間に複数の選択弁を設ける場合は、第6不活性ガス消火設備Ⅲ2の規定を準用する。◆</p> <p><b>3 配管</b> 起動容器と貯蔵容器の間の配管は、第6不活性ガス消火設備Ⅲ3の規定を準用すること。◆</p> <p><b>4 防護区画</b> 防護区画は、第6不活性ガス消火設備Ⅲ4（(1)を除く。）の規定を準用するほか、次によること。</p> <p><b>5 保安措置</b> 規則第20条第4項第14号ロの規定により、Ⅱ2(4)及び第6不活性ガス消火設備Ⅲ5の規定を準用すること。★</p> <p><b>Ⅳ 移動式の消火設備</b> 移動式のハロゲン化物消火設備については、令第17条第1項第3号及び第4号、規則第20条第3項第4号及</p>
--	--

<p>び第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準IV1から3の規定を準用すること。★</p> <p>V 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準VIの規定を準用する。◆</p> <p>VI 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準 ◆</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設置基準 (1) (略)</p> <p>(2) 貯蔵容器等の設置場所 II1(4)によること。ただし、次の各号に適合するときは、防護区画内に設けることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」 1 (略)</p> <p>2 クリティカルユースの当否の判断 (1) 人が存する部分の場合 ア 不特定の者が出入りする恐れのある部分 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表1から別表3まで (略)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆（（一社）日本消火装置工業会基準を準拠） 1から2まで (略)</p> <p>表7-1 管継手の等価管長 (1) 圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G3454）スケジュール40 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G3454）スケジュール80</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>び第5項並びに昭和51年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備IV1から3の規定を準用すること。★</p> <p>V 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準 第6不活性ガス消火設備VIの規定を準用する。◆</p> <p>VI 総合操作盤 第25の2総合操作盤によること。</p> <p>VII ハロゲン化物消火設備の任意設置（令第13条第1項に掲げる用途に供する部分以外に設置する場合）に関する基準 ◆</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設置基準 (1) (略)</p> <p>(2) 貯蔵容器等の設置場所 II1(4)の規定によること。ただし、次の各号に適合するときは、防護区画内に設けることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記1 「ハロン消火剤の使用について」 1 (略)</p> <p>2 クリティカルユースの当否の判断 (1) 人が存する部分の場合 ア 不特定の者が出入りするおそれのある部分 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表1から別表3まで (略)</p> <p>別記2 「消火剤放射時の圧力損失計算」◆（（一社）日本消火装置工業会基準を準拠） 1から2まで (略)</p> <p>表7-1 管継手の等価管長 (1) 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454）スケジュール40 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G3454）スケジュール80</p> <p>(以下 省略)</p>
--	---

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第8 粉末消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 粉末貯蔵容器等 蓄圧式又は加圧式の粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは、規則第21条第4項第3号、第4号及び第10号並びに昭和51年消防庁告示第9号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準I3の規定を準用すること。</p> <p>4 加圧用ガス容器 加圧用ガス容器は、規則第21条第4項第5号から第6号まで及び昭和51年消防庁告示第9号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準I3の規定を準用すること。</p> <p>5 貯蔵消火剤量 粉末消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第21条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II2(2)ウ及びエの規定を準用する。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第21条第3項」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第21条第3項第1号及び第2号」に読み替えるものとする。</p> <p>6から8まで (略)</p> <p>9 粉末消火設備の設置種別等 (1) (略) (2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備の技術基準I8の例によること。★</p> <p>10 耐震措置 第2屋内消火栓設備の技術基準2(7)の規定を準用すること。★</p> <p>11 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備の技術基準I11の規定によること。</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項 (1) (略) (2) 選択弁（分岐弁） 選択弁（分岐弁）は、規則第21条第4項第11号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II1(2)の規定を準用すること。★ (3) 制御盤 制御盤は、規則第19条第5項第19号の3の例によるほか、第6不活性ガス消火設備の技術基準II1(3)の規定を準用すること。◆ (4) 起動装置 起動装置は、規則第21条第4項第13号及び第14号の規定によるほか、次によること。 ア 起動装置は、原則として手動式とすること。 ただし、第6不活性ガス消火設備の技術基準II1(4)アに掲げる場所は、自動式とすることができる。★ イ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II1(4)エ（キ）を除く）の規定を準用すること。★ ウ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備の技術基準II1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、立体駐車場等防護区画内に常時人がいない、人命危険の極めて低い場合は、この限りでない。★ (5) 貯蔵容器等の設置場所</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8 粉末消火設備</b></p> <p><b>I 共通事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 粉末貯蔵容器等 蓄圧式又は加圧式の粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは、規則第21条第4項第3号、第4号及び第10号並びに昭和51年消防庁告示第9号及び平成7年消防庁告示第1号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> I3の規定を準用すること。</p> <p>4 加圧用ガス容器 加圧用ガス容器は、規則第21条第4項第5号から第6号まで及び昭和51年消防庁告示第9号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> I3の規定を準用すること。</p> <p>5 貯蔵消火剤量 粉末消火剤の貯蔵容器等に貯蔵する消火剤の量は、規則第21条第3項の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II2(2)ウ及びエの規定を準用する。★ なお、準用規定中の「規則第19条第4項第3号」を「規則第21条第3項」に、「規則第19条第4項第1号及び第2号」を「規則第21条第3項第1号及び第2号」に読み替えるものとする。</p> <p>6から8まで (略)</p> <p>9 粉末消火設備の設置種別等 (1) (略) (2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いは、第5泡消火設備 <u>          </u> I8の例によること。★</p> <p>10 耐震措置 第2屋内消火栓設備 <u>          </u> 2(7)の規定を準用すること。★</p> <p>11 令第32条の特例基準 第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> I11の規定によること。</p> <p><b>II 固定式（全域放出又は局所放出方式）の消火設備</b></p> <p>1 共通事項 (1) (略) (2) 選択弁（分岐弁） 選択弁（分岐弁）は、規則第21条第4項第11号及び平成7年消防庁告示第2号の規定によるほか、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II1(2)の規定を準用すること。★ (3) 制御盤 制御盤は、規則第19条第5項第19号の3の例によるほか、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II1(3)の規定を準用すること。◆ (4) 起動装置 起動装置は、規則第21条第4項第13号及び第14号の規定によるほか、次によること。 ア 起動装置は、原則として手動式とすること。 ただし、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II1(4)アに掲げる場所は、自動式とすることができる。★ イ 手動式の起動装置は、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II1(4)エ（キ）を除く）の規定を準用すること。★ ウ 自動起動装置は、第6不活性ガス消火設備 <u>          </u> II1(4)オの規定を準用すること。ただし、(ウ)の規定について、立体駐車場等防護区画内に常時人がいない、人命危険の極めて低い場合は、この限りでない。★ (5) 貯蔵容器等の設置場所</p>

<p>貯蔵容器等の設置場所は、規則第 21 条第 4 項第 3 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 1 (5)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 貯蔵容器の開放装置 貯蔵容器の開放装置は、規則第 21 条第 4 項第 13 号及び平成 7 年消防庁告示第 1 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 1 (6)の規定を準用すること。★</p> <p>(7) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第 21 条第 4 項第 15 号及び平成 7 年消防庁告示第 3 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 1 (7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は、規則第 21 条第 4 項第 17 号の規定によるほか、第 2 3 非常電源設備の技術基準によること。 ★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第 21 条第 4 項第 17 号の規定及び常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 1 (10)の規定を準用すること。★</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第 18 条第 1 号に定める構造とするほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 2 (1)の規定を準用すること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第 21 条第 4 項第 16 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 II 2 (4)イからカの規定を準用すること。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>III 移動式の消火設備</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 構造及び設置方式</b> 構造及び設置方法は、規則第 21 条第 5 項並びに昭和 51 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 IV の規定を準用すること。 また、開放式の機械式駐車装置の場合については、次のとおりとする。</p> <p>ア 消火足場◆ 原則として、全ての車両に有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置すること。この場合の消火足場は次によること。ただし、各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2 段ごとに設置することができる。 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><b>IV 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</b> 第 6 不活性ガス消火設備の技術基準 VI の規定を準用する。◆</p> <p><b>V 総合操作盤</b> 第 2 5 の 2 総合操作盤の技術基準によること。</p> <p>別記 (略)</p> <p>表 8 - 1 管継手の等価管長</p> <p>(1) 配管用炭素鋼鋼管 (日本工業規格 G 3452) を使用する場合 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (日本工業規格 G 3152) スケジュール 40 を使用する場合 (表略)</p>	<p>貯蔵容器等の設置場所は、規則第 21 条第 4 項第 3 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 1 (5)の規定を準用すること。★</p> <p>(6) 貯蔵容器の開放装置 貯蔵容器の開放装置は、規則第 21 条第 4 項第 13 号及び平成 7 年消防庁告示第 1 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 1 (6)の規定を準用すること。★</p> <p>(7) 音響警報装置 音響警報装置は、規則第 21 条第 4 項第 15 号及び平成 7 年消防庁告示第 3 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 1 (7)アからオまでの規定を準用すること。★</p> <p>(8) 非常電源 非常電源は、規則第 21 条第 4 項第 17 号の規定によるほか、第 2 3 非常電源設備 によること。 ★</p> <p>(9) 操作回路、音響警報装置回路及び表示灯回路の配線は、規則第 21 条第 4 項第 17 号の規定及び常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 1 (10)の規定を準用すること。★</p> <p><b>2 全域放出方式</b></p> <p>(1) 防護区画の構造等 防護区画は、令第 18 条第 1 号に定める構造とするほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 2 (1)の規定を準用すること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保安のための措置 保安のための措置は、規則第 21 条第 4 項第 16 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 II 2 (4)イ及びエからキの規定を準用すること。</p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>III 移動式の消火設備</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 構造及び設置方式</b> 構造及び設置方法は、規則第 21 条第 5 項並びに昭和 51 年消防庁告示第 2 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 IV の規定を準用すること。 また、開放式の機械式駐車装置の場合については、次のとおりとする。</p> <p>ア 消火足場◆ 原則として、全ての車両に有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置すること。この場合の消火足場は次によること。ただし、各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2 段ごとに設置することができる。 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p><b>(オ) 消火器の設置は不要とする。</b></p> <p>イ (略)</p> <p><b>IV 冷凍室又は冷蔵室に対する特例基準</b> 第 6 不活性ガス消火設備 VI の規定を準用する。◆</p> <p><b>V 総合操作盤</b> 第 2 5 の 2 総合操作盤 によること。</p> <p>別記 (略)</p> <p>表 8 - 1 管継手の等価管長</p> <p>(1) 配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452) を使用する場合 (表略)</p> <p>(2) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) スケジュール 40 を使用する場合 (表略)</p>
--	---

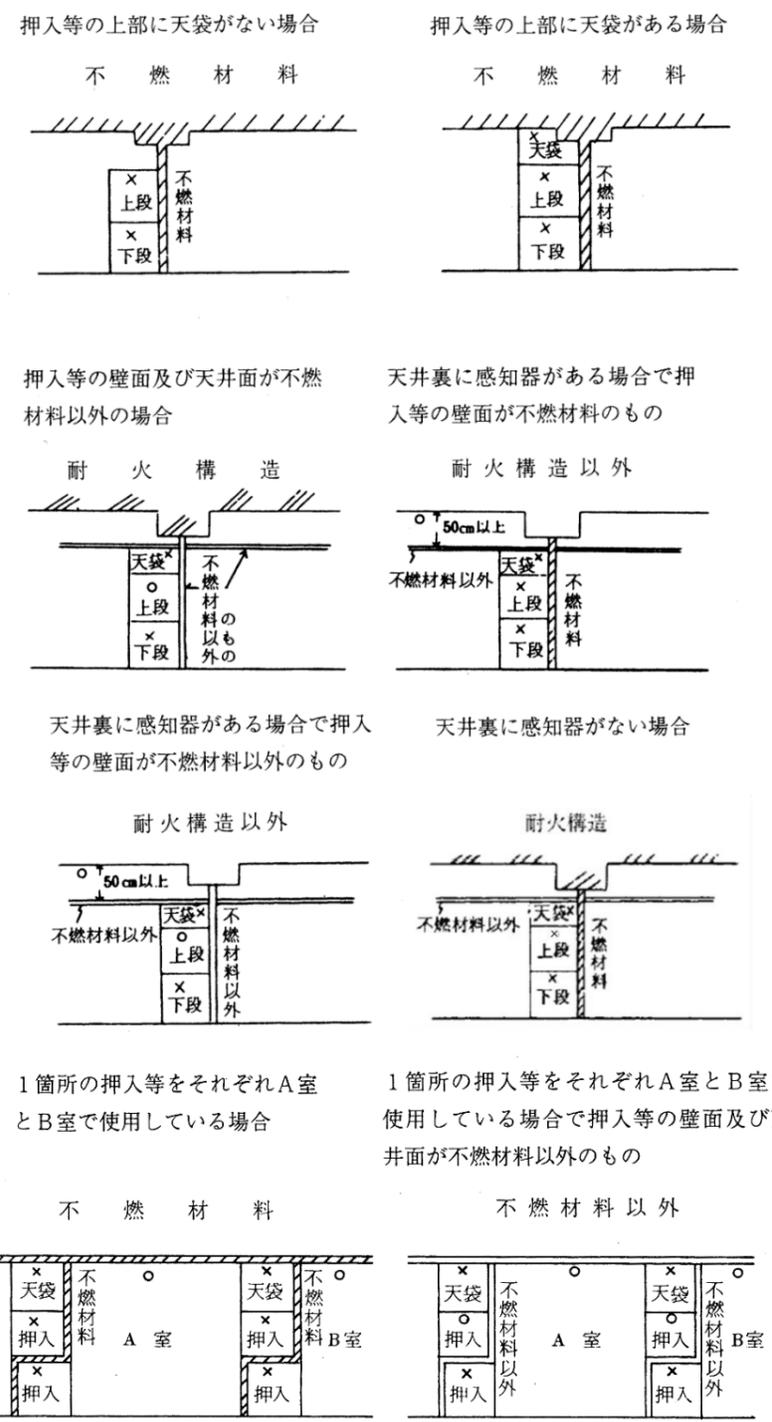
<p>(3) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>日本工業規格G3452</u>) スケジュール 80 を使用する場合</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>(3) 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>JIS G3454</u>) スケジュール 80 を使用する場合</p> <p>(以下 省略)</p>
---	---

第9 屋外消火栓設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第9 屋外消火栓設備</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b>                      加圧送水装置は、規則第22条第9号、第10号及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。                      (1) 加圧送水装置の位置                          第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)の規定を準用する。★                      (2) ポンプを用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)アの規定を準用するほか、次によること。                          ア (略)                          イ ポンプの吐出量                              ア (略)                              イ 共用の場合                                  第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イ(イ)の規定を準用する。                          ウ (略)                      (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。                          ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>    </u>(2)ウの規定を準用する。★                          イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>    </u>(2)イのポンプ吐出量を充足すること。◆                      (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。                          ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>    </u>(2)ウの規定を準用する。★                          イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>    </u>(2)イのポンプ吐出量を充足すること。◆                      (5) 起動装置等                          規則第22条第10号ホの規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準2(5)の規定を準用する。◆                      (6) 起動表示灯                          第2屋内消火栓設備の技術基準2(6)の規定を準用する。★                      (7) (略)                      (8) 加圧送水装置の耐震措置                          第2屋内消火栓設備の技術基準2(8)の規定を準用する。★</p> <p><b>2 水源等</b>                      第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ア、イ<u>    </u>及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に7㎡を乗じて得た量以上の量とする。★</p> <p><b>3 配管等</b>                      配管等の材質及び構造は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。                      (1) 材質                          第2屋内消火栓設備の技術基準4(1)の規定を準用する。★                      (2) 構造                          ア (略)                          イ アによるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準4(2)エからコの規定を準用する。★</p> <p><b>4 配線等</b>                      第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。                      ただし、地中埋設配線は、耐火構造の主要構造部に埋設されたものと同等とみなす。★</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9 屋外消火栓設備</b></p> <p><b>1 加圧送水装置</b>                      加圧送水装置は、規則第22条第9号、第10号及び平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。                      (1) 加圧送水装置の位置                          第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(1)の規定を準用する。★                      (2) ポンプを用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(2)アの規定を準用するほか、次によること。                          ア (略)                          イ ポンプの吐出量                              ア (略)                              イ 共用の場合                                  第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(2)イ(イ)の規定を準用する。                          ウ (略)                      (3) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。                          ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>前</u>(2)ウの規定を準用する。★                          イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>前</u>(2)イのポンプ吐出量を充足すること。◆                      (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(4)イからエまでの規定を準用するほか、次によること。                          ア 消防用ホースの摩擦損失水頭は、<u>2</u>(2)ウの規定を準用する。★                          イ 加圧送水装置の吐出量は、<u>2</u>(2)イのポンプ吐出量を充足すること。◆                      (5) 起動装置等                          規則第22条第10号ホの規定によるほか、第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(5)の規定を準用する。◆                      (6) 起動表示灯                          第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(6)の規定を準用する。★                      (7) (略)                      (8) 加圧送水装置の耐震措置                          第2屋内消火栓設備<u>    </u>2(7)の規定を準用する。★</p> <p><b>2 水源等</b>                      第2屋内消火栓設備<u>    </u>3(1)<u>ただし書き</u>及び(2)から(5)の規定によるほか、水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が2を超えるときは、2とする。）に7㎡を乗じて得た量以上の量とする。★</p> <p><b>3 配管等</b>                      配管等の材質及び構造は、規則第22条第8号の規定によるほか、次によること。                      (1) 材質                          第2屋内消火栓設備<u>    </u>4(1)の規定を準用する。★                      (2) 構造                          ア (略)                          イ アによるほか、第2屋内消火栓設備<u>    </u>4(2)エからコの規定を準用する。★</p> <p><b>4 配線等</b>                      第2屋内消火栓設備<u>    </u>5の規定を準用する。                      ただし、地中埋設配線は、耐火構造の主要構造部に埋設されたものと同等とみなす。★</p>



岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第10 自動火災報知設備</b></p> <p><b>1 受信機</b>            受信機は、令第37条第6号及び規則第24条第6号の規定によるほか、次によること。            (1) (略)            (2) 警戒区域            警戒区域は、令第21条第2項第1号、第2号及び規則第23条第1項の規定によるほか、次によること。            ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第21条第2項第1号の規定により防火対象物の2以上の階にわたらないこととされているが、規則第23条第1項第1号の規定によるほか、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。            (ア) から(ウ)まで (略)            (エ) 廊下、通路等又は地上の階数が2以下の防火対象物の階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆            (オ) (略)</p> <hr/> <p>イからエまで (略)            (3) (略)            (4) 非常電源            第23非常電源設備の技術基準によること。ただし、受信機の予備電源が、非常電源の所要量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。</p> <p><b>2 感知器</b>            感知器は、令第21条第2項第3号及び第37条第4号の規定によるほか、次によること。            (1) 感知器の設置を要しない部分は、令第21条第2項第3号の規定によるほか、次によること。            アからクまで (略)            ケ 炎感知器については、___イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第23条第4項第1号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;"><b>第10 自動火災報知設備</b></p> <p><b>1 受信機</b>            受信機は、令第37条第6号及び規則第24条第6号の規定によるほか、次によること。            (1) (略)            (2) 警戒区域            警戒区域は、令第21条第2項第1号、第2号及び規則第23条第1項の規定によるほか、次によること。            ア 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、令第21条第2項第1号の規定により防火対象物の2以上の階にわたらないこととされているが、規則第23条第1項___の規定によるほか、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。            (ア) から(ウ)まで (略)            (エ) 廊下、通路等又は___階数が2以下の___階段は、当該階の居室の警戒区域と同一の警戒区域とすることができる。◆            (オ) (略)  <u>(カ) 天井裏及び小屋裏と階の警戒区域面積の合計が600㎡以下となる場合は、同一の警戒区域とすることができる。この場合、容易に感知器の作動状況が確認できる点検口が設けられていること。</u></p> <p>イからエまで (略)            (3) (略)            (4) 非常電源            第23非常電源設備___によること。ただし、受信機の予備電源が、非常電源の所容量を上まわるときは非常電源の設置を省略することができる。</p> <p><b>2 感知器</b>            感知器は、令第21条第2項第3号及び第37条第4号の規定によるほか、次によること。            (1) 感知器の設置を要しない部分は、令第21条第2項第3号の規定によるほか、次によること。            アからクまで (略)            ケ 炎感知器については、<b>2(1)</b>イ及びエからカに掲げる場所並びに規則第23条第4項第1号ハ及びホ(イ)から(ニ)までに掲げる場所。  <u>コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。</u>  <u>(ア) 1㎡未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆</u>  <u>(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。</u></p>



備考 1 ○印は、感知器の設置を要する場所  
 2 ×印は、感知器の設置を省略できる場所

(2) 令第32条の規定を適用して、感知器の設置を免除できる部分。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ 冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの。  
 ただし、一の床面積が 30 m<sup>2</sup>を超える冷凍室等は、火災を早期に感知するため、次に掲げる設備を設けているもの。なお、30 m<sup>2</sup>以下の冷凍室等は (ア) に掲げる自動温度表示装置を設けること。◆

(2) 令第32条の規定を適用して、感知器の設置を免除できる部分。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ 冷凍室等で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの。  
 ただし、一の床面積が 30 m<sup>2</sup>を超える冷凍室等は、火災を早期に感知するため、次に掲げる設備を設けているもの。なお、30 m<sup>2</sup>以下の冷凍室等は (ア) に掲げる自動温度表示装置を設けること。◆

- (ア) から(ウ)まで (略)
- (エ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。
  - a 電源は、交流定圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。
  - b (略)
- (オ) (略)

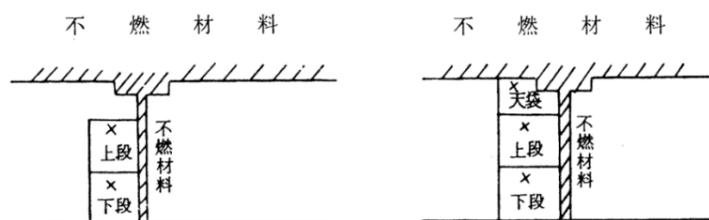
エからケまで (略)

コ 押入れ、物置又はショーケース等で、次のいずれかに該当するもの。

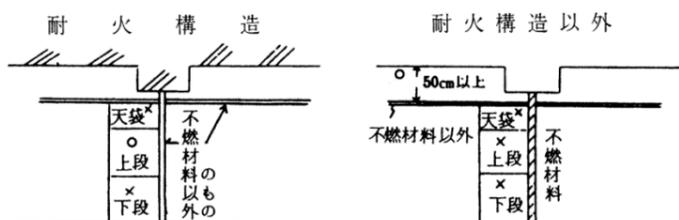
(ア) 1㎡未満で寝具類以外の物品を収容するもの。◆

(イ) その上部の天井裏に感知器を設けた場合又は居室に設けた感知器で有効に火災を感知できると認められる次図による場合は、感知器の設置を省略することができる。

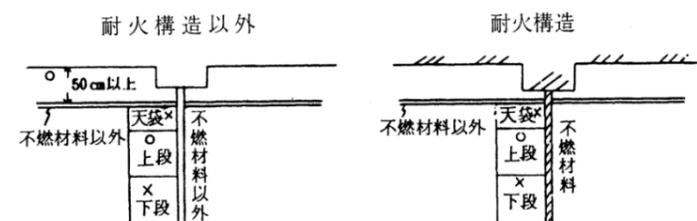
押入等の上部に天袋がない場合      押入等の上部に天袋がある場合



押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合      天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料のもの



天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料以外のもの      天井裏に感知器がない場合



- (ア) から(ウ)まで (略)
  - (エ) 自動温度表示装置及び音響装置の電源は、次によること。
    - a 電源は、交流低圧屋内幹線で電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないこと。
    - b (略)
  - (オ) (略)
- エからケまで (略)



を準用することが望ましいものであること。  
 (エ) から(カ)まで (略)  
 ケ (略)  
 コ (略)  
 (7) (略)  
**3から11まで (略)**  
**12 非常電源**  
 第23非常電源設備の技術基準によること。★  
**13 総合操作盤**  
 第25の2総合操作盤の技術基準によること。★  
**14 移報用装置等**  
 (1) (略)  
 (2) 連動停止スイッチ  
 アからウまで (略)  
 エ 連動停止スイッチを設ける場合の配線例については、第13火災通報装置の技術基準の例によること。  
 オ (略)  
 (3) (略)

を準用することが望ましいものであること。  
 (エ) から(カ)まで (略)  
 ケ (略)  
 コ (略)  
 (7) (略)  
**3から11まで (略)**  
**12 非常電源**  
 第23非常電源設備 \_\_\_\_\_ によること。★  
**13 総合操作盤**  
 第25の2総合操作盤 \_\_\_\_\_ によること。★  
**14 移報用装置等**  
 (1) (略)  
 (2) 連動停止スイッチ  
 アからウまで (略)  
 エ 連動停止スイッチを設ける場合の配線例については、第13火災通報装置 \_\_\_\_\_ の例によること。  
 オ (略)  
 (3) (略)

**15 付加設置 (岡山市火災予防条例)**

(自動火災報知設備に関する基準)

**第40条** 次の各号に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル(当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とることができるものにあつては、1,000平方メートル)以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分とをそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。

**【解説】**

本条(第3項は除く)は、令第21条の適用を受けない防火対象物に対して、自動火災報知設備の設置、維持の技術上の基準を規定したものである。

1 第1項は、主として木造建築物のうち、比較的出火危険の高い用途や就寝施設を有する用途に供する部分がある防火対象物について、設置基準を定めたものである。

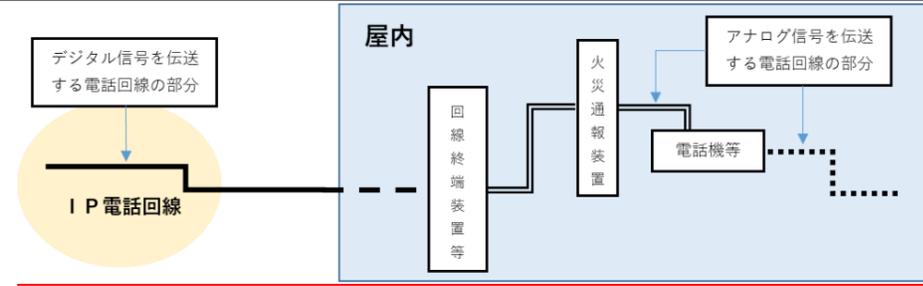
2 第2項は、自動火災報知設備の設置、維持に関する技術基準の規定について記載したものである。「令第21

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下 省略)</p>	<p><u>条第2項及び第3項までの規定」とは、規則第24条から第24条の2までの規定を含むものとする。</u></p> <p><u>3 第3項は、本条及び令第21条の規定により設置する自動火災報知設備の警戒区域について規定したものである。</u></p> <p><u>(1)「主要な出入り口からその内部を見とおすことができるもの」とは、学校の講堂、体育館、屋内競技場、観覧場及び劇場等の客席部分が該当し、事務室、倉庫、工場等は、荷物の積上げや機械類、ロッカー等が置かれるので、該当しない。</u></p> <p><u>(2)「天井の屋内に面する部分と天井裏の部分それぞれ異なる警戒」とは、耐火建築物及び特例による免除以外の対象物が該当する。</u></p> <p>(以下 省略)</p>
---	--

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 ガス漏れ火災警報設備</b></p> <p><b>1 受信機</b></p> <p>(1) 設置要領 第 1 0 自動火災報知設備の技術基準 1 (1)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常用電源は、第 1 0 自動火災報知設備の技術基準 1 (3)の規定を準用する。★</p> <p>(4) 非常電源は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号イの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ その他、第 23 非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 配線</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、第 1 0 自動火災報知設備の技術基準 4 (1)に準じること。</p> <p><b>5 警報装置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は <u>(1)イ(i)及び(ウ)</u>を準用するほか次によること。なお、食品売場等（区画された室がない場合）で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域（1 の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ハの規定及び <u>(1)イ(ア)から(ウ)まで</u>を準用するほか次によること。◆</p> <p><b>6 予備品</b> 予備品は、第 1 0 自動火災報知設備の技術基準 7 によること。★</p> <p><b>7 非常電源</b> 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号の規定によるほか、第 2 3 非常電源設備の技術基準によること。</p> <p><b>8 総合操作盤</b> 第 2 5 の 2 総合操作盤の技術基準によること。★</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 ガス漏れ火災警報設備</b></p> <p><b>1 受信機</b></p> <p>(1) 設置要領 第 1 0 自動火災報知設備 _____ 1 (1)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 常用電源は、第 1 0 自動火災報知設備 _____ 1 (3)の規定を準用する。★</p> <p>(4) 非常電源は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号イの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ その他、第 23 非常電源設備 _____ によること。★</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 (略)</b></p> <p><b>4 配線</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、第 1 0 自動火災報知設備 _____ 4 (1)に準じること。</p> <p><b>5 警報装置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は <u>前(1)イ(i)及び(ウ)</u>を準用するほか次によること。なお、食品売場等（区画された室がない場合）で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域（1 の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号ハの規定及び <u>5(1)イ(ア)から(ウ)まで</u>を準用するほか次によること。◆</p> <p><b>6 予備品</b> 予備品は、第 1 0 自動火災報知設備 _____ 8 によること。★</p> <p><b>7 非常電源</b> 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号の規定によるほか、第 2 3 非常電源設備 _____ によること。</p> <p><b>8 総合操作盤</b> 第 2 5 の 2 総合操作盤 _____ によること。★</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p>

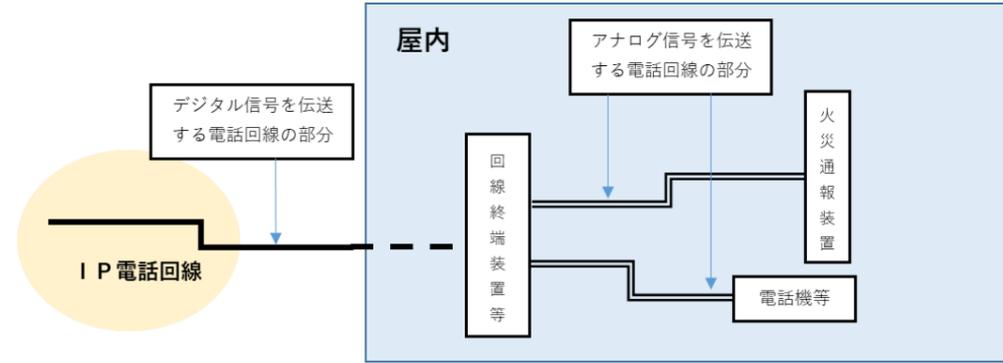






ウ 回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用端子がある場合

回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子がある場合、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等を接続すること（無線を用いることなどにより端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同様の機能を有する場合を含む。）。ただし、その際、当該通信機器等による通信は、火災通報装置による通報・通話に影響を及ぼすおそれのないものであること。



凡例

=====	電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分
-----	電話回線を適切に使用することができない部分
.....	他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのある部分

5 通報メッセージ

蓄積音声情報の内容は平成8年消防庁告示第1号によるほか、次によること。★

- (1) から(4)まで (略)
- (5) 設置対象物の階数
- (6) 設置対象物の代表電話番号◆
- (7) (略)

6 自動火災報知設備との連動

6 通報メッセージ

蓄積音声情報の内容は平成8年消防庁告示第1号によるほか、次によること。★

- (1) から(4)まで (略)
- (5) 設置対象物の階数◆
- (6) 設置対象物の代表電話番号
- ※登録電話番号=設置対象物とすること。
- (7) (略)

7 自動火災報知設備との連動

8 令第32条の特例基準

(1) 次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、火災通報装置を設置しないことができる。

- ア 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合で、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、別棟に遠隔起動装置を設置する場合で、次のすべてに適合する場合
- (7) 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置の位置は防災センター等（常時人がいる場所）に



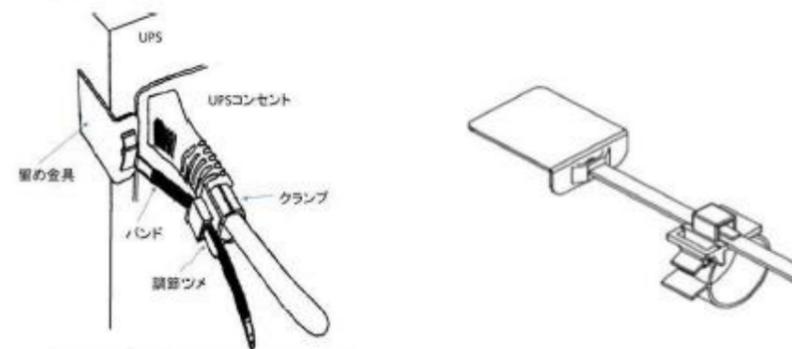


図 13-5 市販の器具を活用した措置の例

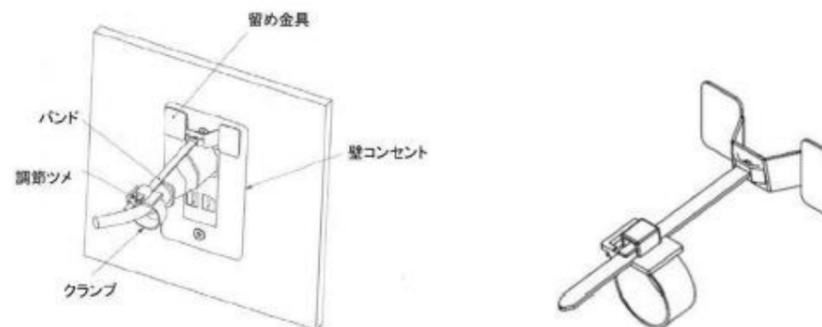


図 13-6 特定火災通報装置に付属するコンセント抜け防止金具の例



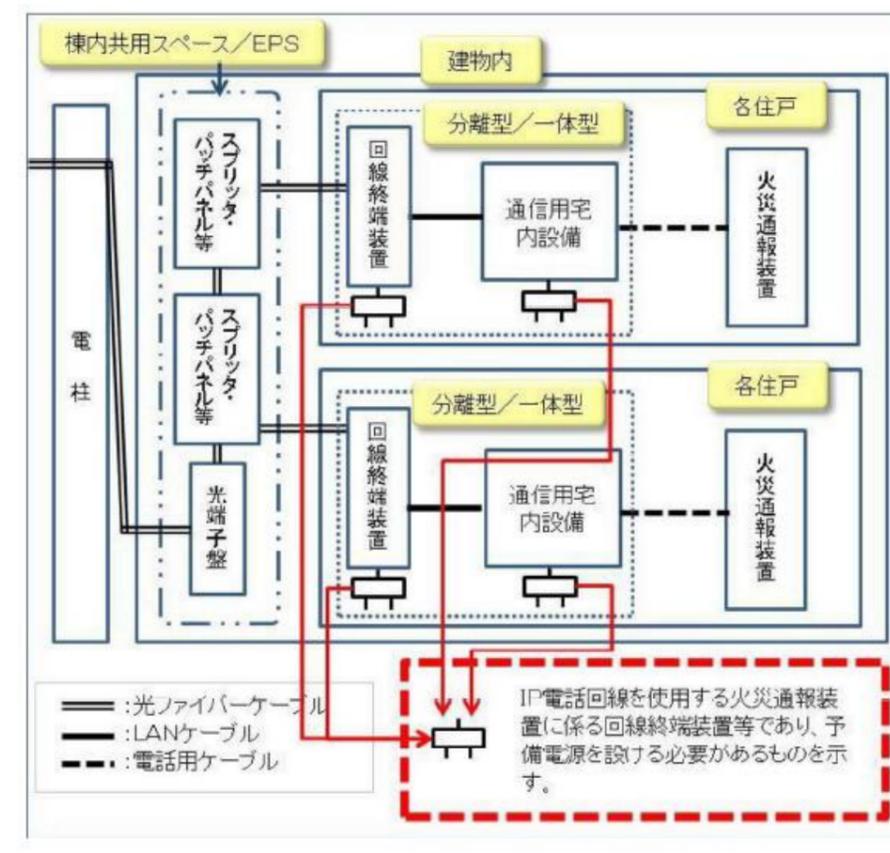
別添 資料 13-2

共同住宅等における回線終端装置の予備電源設置場所について

1 光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設けること。

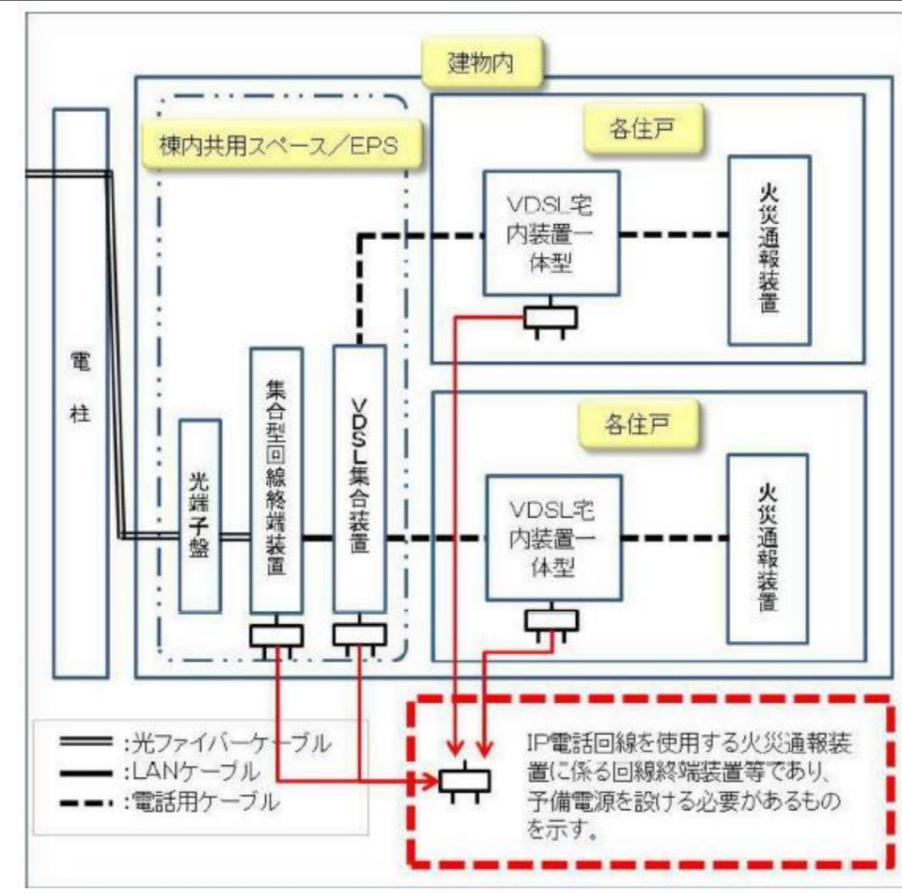
図 13-7 光配線方式



2 VDSL方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、VDSL集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸のVDSL宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置及びVDSL集合装置にも予備電源を設けること。

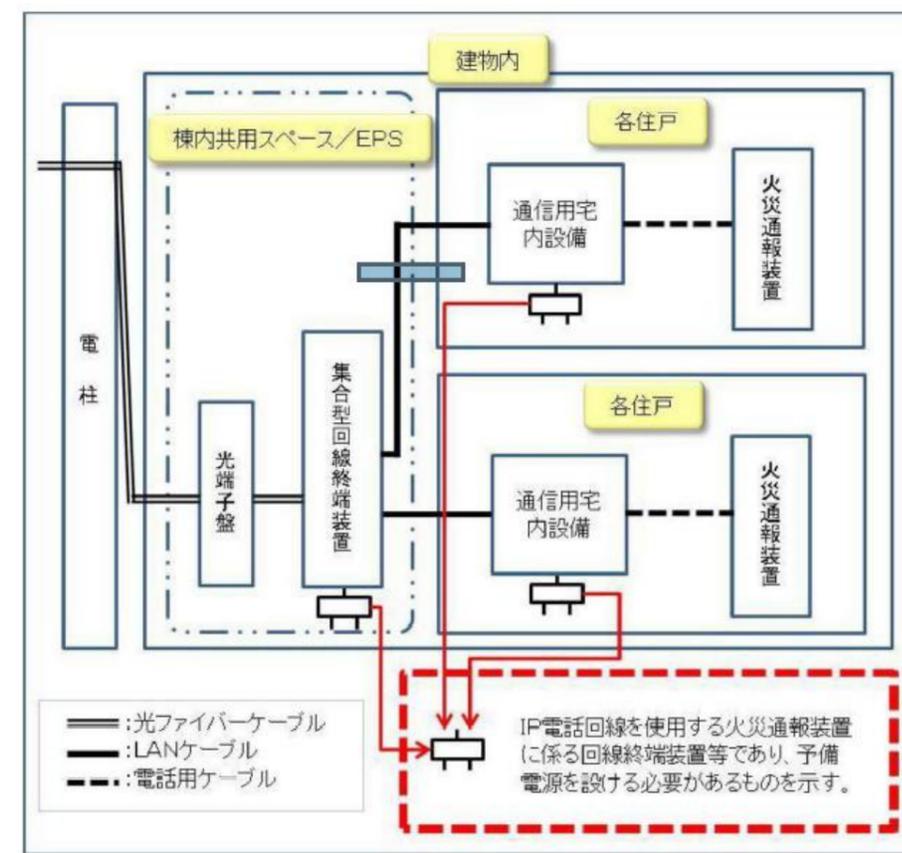
図13-8 VDSL方式



### 3 LAN配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集成型回線終端装置を経由し、そこからLANケーブルで各住戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集成型回線終端装置にも予備電源を設けること。

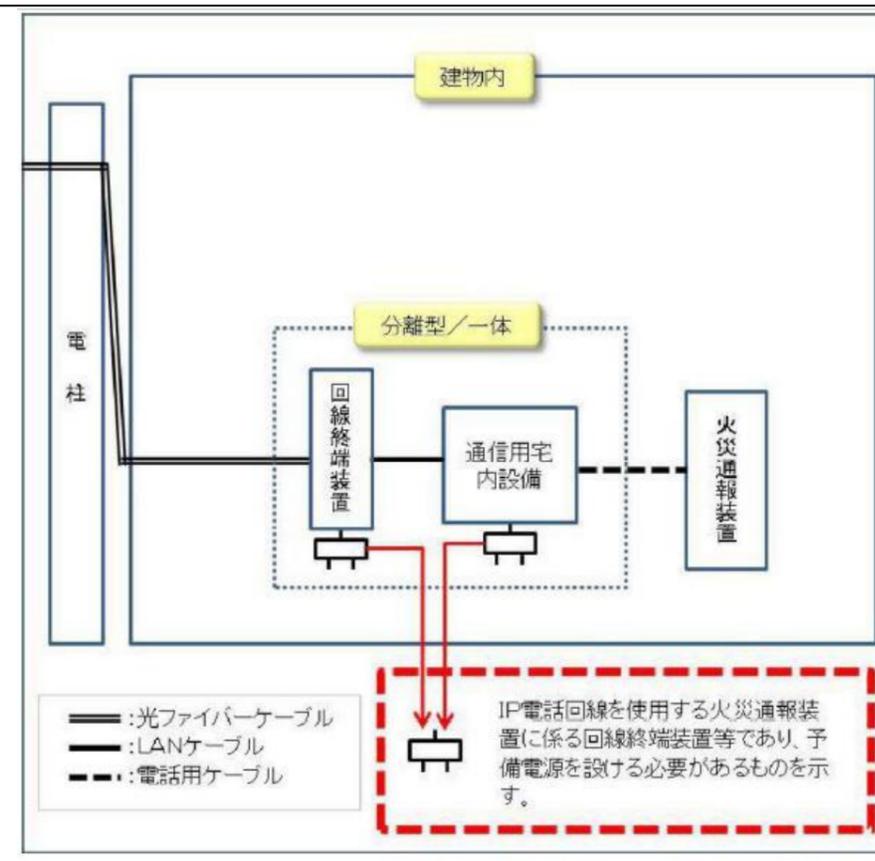
図13-9 LAN接続方式



4 戸建て等の場合

光ファイバケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設けること。

図 13-10 戸建て等の場合



別添 資料 13-3

UPS容量の確認方法

1 概要

UPSの容量算定にあたっては、負荷機器（回線終端装置等）の容量（以下「負荷容量」という。）を把握する必要があり、負荷容量の合計とUPSのカタログ等に示されている定格容量等の規格を基に2及び3に示す要件を満たすUPSを選定する。

2 負荷容量

負荷容量は、一般的に皮相電力S [VA]又は消費（有効）電力P [W]で表示されることが多く、一のUPSの負荷が複数の回線終端装置等で構成される場合は、それらの合計が負荷容量となる。

UPSは、次の(1)及び(2)より算定される負荷容量を上回るものを選定することとなる。

(1) 皮相電力による負荷容量の算定

- ① 負荷容量がS [VA]で与えられる場合は当該値を用いる。
- ② 負荷容量がP [W]で与えられる場合は $S = P / \cos \theta$  ( $\cos \theta$  : 負荷の力率)により皮相電力に換算した値を用いる。
- ③ ①又は②による数値を合計し、負荷容量 $S_L$  [VA]を得る。

$$S_o > S_L \times \alpha$$

$S_o$  : UPSの定格出力容量[VA]

$S_L$  : 負荷容量の合計[VA]

$\alpha$  : 余裕率 (1.1以上)

※力率 ( $\cos \theta$ ) は、負荷の特性に応じた値となる。



第14 非常警報設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第14 非常警報設備</b></p> <p><b>1 非常放送設備</b></p> <p>(1) から(3)まで</p> <p>(4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第25条の2第2項第3号ホ、へ、ト、ル及びワの規定によること。</p> <hr/> <p>(5) から(8)まで （略）</p> <p>(9) 起動装置は、令第24条第4項第2号、規則第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。</p> <p>防火対象物の11階以上の階、地下3階以下の階又は令別表第1（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。◆</p> <p>(10) スピーカーは、規則第25条の2第2項第3号イからニの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及びア(エ)に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置した場合、ア(イ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うことができる。◆</p> <p>(11) （略）</p> <p>(12) 屋内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所にあつては、第10自動火災報知設備の技術基準6(2)イの規定を準用する。</p> <p>(13) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(14) 常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓の基準5(1)ア及びイの規定を準用する。★</p> <p>(15) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(16) （略）</p> <p><b>2 非常ベル及び自動式サイレン</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(4) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p><b>3 総合操作盤</b></p> <p>第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p style="text-align: right;">（以下 省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14 非常警報設備</b></p> <p><b>1 非常放送設備</b></p> <p>(1) から(3)まで</p> <p>(4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第25条の2第2項第3号ホ、へ、ト、ル及びワの規定によること。</p> <p style="color: red;">なお、同号トにおける「防火上有効な措置を講じた位置」とは、第25防災センター等の基準によること。</p> <p style="color: red;">★</p> <p>(5) から(8)まで （略）</p> <p>(9) 起動装置は、令第24条第4項第2号、規則第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。</p> <hr/> <p>放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。◆</p> <p>(10) スピーカーは、規則第25条の2第2項第3号イからニの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及び前ア(エ)に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置した場合、前ア(イ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等に取り扱うことができる。◆</p> <p>(11) （略）</p> <p>(12) 屋内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所にあつては、第10自動火災報知設備の技術基準6(2)イの規定を準用する。</p> <p>(13) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(14) 常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備の基準5(1)ア及びイの規定を準用する。★</p> <p>(15) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>(16) （略）</p> <p><b>2 非常ベル及び自動式サイレン</b></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 配線は、規則第25条の2第2項、第4号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。</p> <p>(4) 非常電源は、第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p><b>3 総合操作盤</b></p> <p>第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <p style="text-align: right;">（以下 省略）</p>

第15 避難器具

岡山市消防設備等審査基準 (旧)

第15 避難器具

- 1 (略)  
2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★

防火対象物	階	地 階	2 階	3 階	4階又は 5 階	6階以上 の 階
1	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	同左	滑り台 救助袋 避難橋
2	(1)項から(5)項 まで及び(7)項 から(11)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
4	1 から3以外で 3階以上の階の うち避難階又は 地上に直通する 階段が2以上設 けられていない 階 (2)項及び(3) 項並びに(16) 項イで(2)項 又は(3)項の 用に供する 部分にあっ ては2階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
6	備 考	11階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な 2㎡以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。				

3 設置位置

- (1) から(6)まで (略)  
(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯 (以下「架空電線等」という。)がある場合は、(2)の基

岡山市消防設備等審査基準 (新)

第15 避難器具

- 1 (略)  
2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★

防火対象物	階	地 階	2 階	3 階	4階又は 5 階	6階以上 の 階
1	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 避難橋
2	(1)項から(5)項 まで及び(7)項 から(11)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
4	1 から3以外で 3階以上の階の うち避難階又は 地上に直通する 階段が2以上設 けられていない 階 (2)項及び(3) 項並びに(16) 項イで(2)項 又は(3)項の 用に供する 部分にあっ ては2階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
6	備 考	11階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な 2㎡以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。				

3 設置位置

- (1) から(6)まで (略)  
(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯 (以下「架空電線等」という。)がある場合は、(2)の



	<p>本条は、令第25条の規定により避難器具を設置することとなる防火対象物以外のものについて、避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。</p> <p>1 第1項は、本条により11階以上又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、避難上有効なバルコニーを附置した固定式はしごを設置しなければならないことを定めたものである。この場合、固定式のはしごは、はしご内蔵型ハッチのものを含むものとする。</p> <p>(1) 「地階を除く階数が11以上の建築物」とは、階に算定される階で11階以上が該当する。</p> <p>(2) 「高さが31メートルを超える建築物」とは、階数が11階以下であっても31メートルを超える階がある場合に該当する。</p> <p>(3) 「金属製の固定避難はしご」とは、「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」第2条2号に規定される固定はしごと同等とする。</p> <p>2 第2項は、避難器具を設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。</p> <p>また、「規則第27条第3号ロ又は第7号及び9号の規定」とは、施行規則第26条の規定を含むものとする。</p> <p>3 意匠上の理由から本条による避難器具、バルコニー、灯火の設置が困難である場合、二方向避難を確保し、その他安全対策をとることで、条例第44条を適用できるものとする。</p>
--	--

第16 誘導灯及び誘導標識

岡山市消防設備等審査基準（旧）  
第16 誘導灯及び誘導標識

1から3まで（略）

4 誘導灯、誘導標識の設置基準及び設置種類

誘導灯及び誘導標識の設置基準は、令第26条第1項の規定による。

項	設置基準			設置種類													
	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯 (室内に設けるもの)		通路誘導灯 (廊下に設けるもの)									
				当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)									
				1,000㎡以上	1,000㎡未満	1,000㎡以上	1,000㎡未満	1,000㎡以上	1,000㎡未満								
(1) イ	全部	全部	全部 ただし、 誘導灯を設置した場合 その有効範囲内を除く	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B								
(1) ロ																	
(2) イ																	
(2) ロ																	
(2) ハ																	
(2) ニ																	
(3) イ																	
(3) ロ																	
(4)																	
(5) イ										※1	C	C	C	C	C	C	C
(5) ロ																	
(6) イ										全部							
(6) ロ																	
(6) ハ																	
(6) ニ																	
(7)	※1																
(8)	※1																
(9) イ	全部	A・B	通路A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B									
(9) ロ																	
(10)																	
(11)	※1	C	C	C	C	C	C	C									
(12) イ																	
(12) ロ																	
(13) イ	※1	C	C	C	C	C	C	C									
(13) ロ																	
(14)																	
(15)	全部	※2	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B									
(16) イ																	
(16) ロ									※1								
(16の2)	※1	※2	A・B	A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B									
(16の3)	※1	※2	A・B	A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B									

※A・B又はA・Bを設置する場合において、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合には、令32条を適用して、B級又はC級とすることができる。

岡山市消防設備等審査基準（新）  
第16 誘導灯及び誘導標識

1から3まで（略）

4 誘導灯、誘導標識の設置基準及び設置種類

誘導灯及び誘導標識の設置基準は、令第26条第1項の規定による。

項	設置基準			設置種類													
	避難口・通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識	避難口誘導灯		通路誘導灯 (室内に設けるもの)		通路誘導灯 (廊下に設けるもの)									
				当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)		当該階の床面積 (㎡)									
				1,000㎡以上	1,000㎡未満	1,000㎡以上	1,000㎡未満	1,000㎡以上	1,000㎡未満								
(1) イ	全部	全部	全部 ただし、 誘導灯を設置した場合 その有効範囲内を除く	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B								
(1) ロ																	
(2) イ																	
(2) ロ																	
(2) ハ																	
(2) ニ																	
(3) イ																	
(3) ロ																	
(4)																	
(5) イ										※1	C	C	C	C	C	C	C
(5) ロ																	
(6) イ										全部							
(6) ロ																	
(6) ハ																	
(6) ニ																	
(7)	※1																
(8)	※1																
(9) イ	全部	A・B	通路A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B									
(9) ロ																	
(10)																	
(11)	※1	C	C	C	C	C	C	C									
(12) イ																	
(12) ロ																	
(13) イ	※1	C	C	C	C	C	C	C									
(13) ロ																	
(14)																	
(15)	全部	※2	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B	A・B									
(16) イ																	
(16) ロ									※1								
(16の2)	※1	※2	A・B	A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B									
(16の3)	※1	※2	A・B	A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B	通路A・B									

※A・B又は通路A・Bを設置する場合において、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合には、令32条を適用して、B級・B L型又はC級とすることができる。

<p>5 (略)</p> <p>6 誘導灯の設置要領</p> <p>(1) 避難口誘導灯</p> <p>ア 設置箇所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡)以下であるものを除く。)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯</p> <p>点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、<u>1</u>(1)によるほか次によること。</p> <p>ア 設置場所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (1)ア(ア)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(ア) から(オ)まで (略)</p> <p>(カ) <u>ア</u>(オ)の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の誘導音を停止させるものであること。◆</p> <p>a (略)</p> <p>b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、<u>ア</u>aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。</p> <p>(キ) から(ク)まで (略)</p> <p>(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。</p> <p>ア 標識灯を並列設置(標識灯を誘導灯の短辺に接して設置すること。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、<u>1</u>(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる場所とすること。◆</p> <p>イからクまで (略)</p> <p>(7) 誘導標識</p> <p>ア 設置箇所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物(<u>ア</u>(ア)及び(イ)の部分を除く<u>ア</u>)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆</p> <p>(ウ) <u>6</u>(3)エの規定を準用すること。◆</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(ア) から(エ)まで (略)</p> <p>(オ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準</p> <p>a <u>平成11年消防庁告示第2号</u>第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。</p> <p>b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(<u>平成11年消防庁告示第2号</u>別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 誘導灯の設置要領</p> <p>(1) 避難口誘導灯</p> <p>ア 設置箇所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>前</u>(ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡)以下であるものを除く。)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯</p> <p>点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯及び点滅形誘導音装置付誘導灯の設置場所及び設置要領は、<u>6</u>(1)によるほか次によること。</p> <p>ア 設置場所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>6</u>(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けないこと。</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(ア) から(オ)まで (略)</p> <p>(カ) <u>前</u>(オ)の場合において当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の誘導音を停止させるものであること。◆</p> <p>a (略)</p> <p>b 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、<u>前</u>aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。</p> <p>(キ) から(ク)まで (略)</p> <p>(6) 誘導灯と標識灯を並列設置する場合の設置基準は、平成11年消防庁告示第2号第5第1号(10)によるほか、次によること。</p> <p>ア 標識灯を並列設置(標識灯を誘導灯の短辺に接して設置すること。)する場合における誘導灯は、避難口誘導灯に限るものとし、その設置場所は、<u>6</u>(1)ア(ア)又は(イ)に掲げる場所とすること。◆</p> <p>イからクまで (略)</p> <p>(7) 誘導標識</p> <p>ア 設置箇所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令別表第1に掲げる防火対象物(<u>前</u>(ア)及び<u>6</u>(1)ア、<u>6</u>(2)アの部分を除く<u>ア</u>)のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆</p> <p>イ 設置要領</p> <p>(ア) から(エ)まで (略)</p> <p>(オ) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の基準</p> <p>a <u>平成11年消防庁告示第2号</u>第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいう。</p> <p>b 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当である。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(<u>平成11年消防庁告示第2号</u>別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に</p>
--	--



ける上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(エ)       (2)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

#### (4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、すべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分は、当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていて、非常時に消灯された      誘導灯の保証が十分確保されている場合に限り図16-37、図16-38の回路構成により行うことができる。((1)ウに該当する防火対象物又はその部分を除く。)★

イ       (1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は照明器具連動装置により自動的に点灯できること。

ウ       (1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。

エ (略)

オ       (1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。

カ 階段又は傾斜路に設ける誘導灯は、点滅器等により消灯及び点灯することができる。★

#### (5) (略)

### 8 電源及び配線

#### (1) 常用電源

ア (略)

イ 常用電源回路からの専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、(3)イ、ウ      に掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。◆

#### (2) 非常電源

規則第28条の3第4項第10号及び平成11年消防庁告示      第4の規定によるほか次によること。

非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

#### (3) 配線

規則第28条の3 第4 項第11号の規定によること。

### 9 総合操作盤

      総合操作盤の技術基準によること。

ける上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

(エ) 7(2)ウ(ウ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

#### (4) 点灯方法

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、すべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物又はその部分は、当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていて、非常時に消灯され      誘導灯が点灯できる      場合に限り図16-37、図16-38の回路構成により行うことができる。((1)ウに該当する防火対象物又はその部分を除く。)★

イ 7(1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は照明器具連動装置により自動的に点灯できること。

ウ 7(1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。

エ (略)

オ 7(1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。

カ 階段又は傾斜路に設ける誘導灯は、点滅器等により消灯及び点灯することができる。★

#### (5) (略)

### 8 電源及び配線

#### (1) 常用電源

ア (略)

イ 常用電源回路からの専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、平成11年消防庁告示第2号第4、1及び2に掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。◆

#### (2) 非常電源

規則第28条の3第4項第10号及び平成11年消防庁告示第2号第4の規定によるほか次によること。

非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

#### (3) 配線

規則第28条の3 第4 項第11号の規定によること。

### 9 総合操作盤

第25の2総合操作盤      によること。

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p><b>第17 消防用水</b></p>	<p><b>第17 消防用水</b></p>
<p>1 (略)</p> <p>2 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)及び(2)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(5) ポンプの全揚程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配管の摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)ウの規定を準用する。◆</p> <p>(6) 加圧送水装置には、地震による震動等に耐えるため、第2屋内消火栓____の技術基準2(7)による措置を講じること。★</p> <p>(7) から(10)まで (略)</p> <p>(11) 非常電源</p> <p>第23非常電源設備の技術基準によること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p>4 標示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <hr/> <p>5 空調用蓄熱槽との兼用</p> <p>1から3によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>6 凍結防止</p> <p>第2屋内消火栓____の技術基準7の規定を準用する。★</p> <p>7 総合操作盤</p> <p>加圧送水装置を設ける消防用水に係る総合操作盤は、第25の2総合操作盤の技術基準によること。★</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) 加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備_____2(1)及び(2)の規定を準用するほか、次によること。★</p> <p>(5) ポンプの全揚程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配管の摩擦損失水頭は、第2屋内消火栓設備_____2(2)ウの規定を準用する。◆</p> <p>(6) 加圧送水装置には、地震による震動等に耐えるため、第2屋内消火栓設備_____2(7)による措置を講じること。★</p> <p>(7) から(10)まで (略)</p> <p>(11) 非常電源</p> <p>第23非常電源設備_____によること。◆</p> <p>3 (略)</p> <p>4 標示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 消防用水と指定消防水利を兼用する場合の標識については、兼用しないこと。ただし、1本の標識柱へ消防用水と消防水利の標識をそれぞれ設置することは認められる。</u></p> <p>5 <b>消防用水</b>の兼用</p> <p>1から3によるほか、次によること。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 消防用水を消火設備の水槽又は指定消防水利として使用する場合には、次によることとし、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。</u></p> <p><u>ア 他の消火設備の水源と兼用する場合は、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上を確保すること。</u></p> <p><u>イ 消防水利と兼用する場合は、消防水利又は消防用水それぞれの必要量のうち、大なるものの水量以上を確保すること。また、兼用の可否について、管轄の消防署消防係と協議するよう指導すること。</u></p> <p>6 凍結防止</p> <p>第2屋内消火栓設備_____7の規定を準用する。★</p> <p>7 総合操作盤</p> <p>加圧送水装置を設ける消防用水に係る総合操作盤は、第25の2総合操作盤_____によること。★</p>

第18 連結散水設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第18 連結散水設備</b></p> <p><b>1 送水口</b>                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 標識                      標識は、規則第条の3第4号ニの規定によるほか、第3スプリンクラー設備の技術基準4(4)の規定を準用すること。</p> <p><b>2 配管等</b>                      (1) (略)                      (2) 配管                      アからオまで (略)</p> <hr/> <p><b>3 散水ヘッド</b>                      (1) (略)                      (2) ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号イからホの規定によるほか、次によること。                      ア (略)                      イ 2以上の送水区域を設ける場合は、                      _____隣接する送水区域が相互に重複するよう、第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅲ1(3)ウの規定を準用し、設けること。◆</p> <p>(3) 散水ヘッドを設けなくてもよい部分は、規則第30条の2の規定によるほか、次によること。                      ア (略)                      イ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床若しくは壁又は自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸で区画された部分で規則第30条の2第3号のその他これらに類する室の用途に供するものとは、次に掲げる用途に供されるものを含むものとする。                      (ア) から(ウ)まで (略)                      (エ) 第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅱ4(1)イの用に供する室◆                      ウ (略)                      エ (略)</p> <p>(4) (3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、(3)イ(イ)から(エ)及び(3)ウの用途には、第3スプリンクラー設備の技術基準Ⅱ4(3)イの規定を準用すること。◆</p> <p><b>4 凍結防止</b>                      第2屋内消火栓 _____ の技術基準7の規定によること。◆</p> <p><b>5 開放型散水ヘッド</b>                      開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 散水ヘッド                      ア (略)                      イ (略)                      ウ ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ、____ハの規定によるほか、次によること。</p> <p><b>6 閉鎖型散水ヘッド</b>                      閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。                      (1) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18 連結散水設備</b></p> <p><b>1 送水口</b>                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 標識                      標識は、規則第条の3第4号ニの規定によるほか、第3スプリンクラー設備 _____ I 4(4)の規定を準用すること。</p> <p><b>2 配管等</b>                      (1) (略)                      (2) 配管                      アからオまで (略)  <u>カ 配管中に水が溜まるおそれのある部分には、溜まった水を有効に排水できる措置を講じること。◆</u></p> <p><b>3 散水ヘッド</b>                      (1) (略)                      (2) ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号イからホの規定によるほか、次によること。                      ア (略)                      イ 2以上の送水区域を設ける場合は、<u>境界付近において火災が発生した場合、どちらか一方の送水区域を放水することにより消火が可能とするため</u>隣接する送水区域が相互に重複するよう、第3スプリンクラー設備 _____ Ⅲ1(3)ウの規定を準用し、設けること。◆</p> <p>(3) 散水ヘッドを設けなくてもよい部分は、規則第30条の2の規定によるほか、次によること。                      ア (略)                      イ 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床若しくは壁又は自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸で区画された部分で規則第30条の2第3号のその他これらに類する室の用途に供するものとは、次に掲げる用途に供されるものを含むものとする。                      (ア) から(ウ)まで (略)                      (エ) 第3スプリンクラー設備 _____ Ⅱ4(1)イの用に供する室◆                      ウ (略)                      エ (略)</p> <p>(4) <u>前</u>(3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、<u>前</u>(3)イ(イ)から(エ)及び<u>前</u>(3)ウの用途には、第3スプリンクラー設備 _____ Ⅱ4(3)イの規定を準用すること。◆</p> <p><b>4 凍結防止</b>                      第2屋内消火栓<u>設備</u> _____ 7の規定によること。◆</p> <p><b>5 開放型散水ヘッド</b>                      開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。                      (1) (略)                      (2) (略)                      (3) 散水ヘッド                      ア (略)                      イ (略)                      ウ ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ <u>及び</u>ハの規定によるほか、次によること。</p> <p><b>6 閉鎖型散水ヘッド</b>                      閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。                      (1) (略)</p>

<p>(2) 配管 ア (略)</p> <p>イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで100mm以上の配管を設けること。◆</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (略)</p> <p>イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ、<u>                    </u>ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア ヘッドの設置間隔は、第3スプリンクラー設備<u>                    </u>II 2によること。★</p> <p>イ ヘッドの取付け面との距離は、規則第13条の2第4項第1号イからへ及び第3スプリンクラー設備<u>                    </u>II 3(1)から(9)までによること。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤の技術基準によること。</p> <hr/>	<p>(2) 配管 ア (略)</p> <p>イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで100mm以上の配管を設けること。◆</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (略)</p> <p>イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第30条の3第1号ロ及びハの規定によるほか、次によること。</p> <p>ア ヘッドの設置間隔は、第3スプリンクラー設備<u>                    </u>II 2によること。★</p> <p>イ ヘッドの取付け面との距離は、規則第13条の2第4項第1号イからへ及び第3スプリンクラー設備<u>                    </u>II 3(1)から(9)までによること。◆</p> <p>7 (略)</p> <p>8 総合操作盤 第25の2総合操作盤<u>                    </u>によること。</p> <p>9 令第32条の特例基準 <u>第2屋内消火栓設備9(4)の規定を準用する。</u></p>
--	--

第 19 連結送水管

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p><b>第 19 連結送水管</b></p>	<p><b>第 19 連結送水管</b></p>
<p><b>1 送水口</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造等 構造等は、令第 29 条第 2 項第 3 号、規則第 31 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 2 並びに平成 13 年消防告 示第 37 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 配管</b></p> <p>(1) 構造 構造は、令第 29 条第 2 項第 2 号並びに規則第 30 条の 4 第 1 項、第 31 条第 5 号イ、ホ、へ及びトの規定に よるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 高さ 70m を超える建築物の配管は湿式とすること。また、高さ 70m 以下の建築物の配管についても、原 則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 4 (2)イ(ア)の例 により補助用高架水槽で常時充水しておくこと。◆ エからケまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3 放水口</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造及び格納箱 アからウまで (略) エ 放水口を格納型とするときは、次によること。◆ ア (略) イ 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅 40 cm 以上、高さ 50 cm 以上、放水口を双口で設ける ものは内幅 80 cm 以上、高さ 50 cm 以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6 (2)ア(イ)の規定を準用する。</p> <p>(3) 灯火及び標示 ア 放水口又はその格納箱の扉の前面に「放水口」と表示すること。この場合、放水口の表示文字の大きさは、 1 字につき 20 cm<sup>2</sup>以上とし、屋内消火栓箱と兼用するものは、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6 (2)イ(エ)の規 定を準用する。◆ イ 放水口の上部には、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6 (2)イ(ウ)による赤色の灯火を設けること。 ウ (略)</p> <p><b>4 配線等</b> 配線等は、規則第 31 条第 7 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 5 の規定を準用する。</p> <p><b>5 凍結防止</b> 第 2 屋内消火栓設備の技術基準 7 の規定を準用する。◆</p> <p><b>6 高層建築物に設ける連結送水管</b> 高層建築物に設ける場合は、令第 29 条第 2 項第 4 号ロ及び前 1 から 5 までによるほか、11 階以上の階に設置 する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが 31m を超える階についても同様とする。◆</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放水用器具及び格納箱</p>	<p><b>1 送水口</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造等 構造等は、令第 29 条第 2 項第 3 号、規則第 31 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 2 並びに平成 13 年消防<del>告</del>告 示第 37 号の規定によるほか、次によること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>2 配管</b></p> <p>(1) 構造 構造は、令第 29 条第 2 項第 2 号並びに規則第 30 条の 4 第 1 項、第 31 条第 5 号イ、ホ、へ及びトの規定に よるほか、次によること。 ア (略) イ (略) ウ 高さ 70m を超える建築物の配管は湿式とすること。また、高さ 70m 以下の建築物の配管についても、原 則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第 2 屋内消火栓設備 4 (2)イ(ア)の例 により補助用高架水槽等で常時充水しておくこと。◆ エからケまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>3 放水口</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造及び格納箱 アからウまで (略) エ 放水口を格納型とするときは、次によること。◆ ア (略) イ 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅 40 cm 以上、高さ 50 cm 以上、放水口を双口で設ける ものは内幅 80 cm 以上、高さ 50 cm 以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、 第 2 屋内消火栓設備 6 (2)ア(イ)の規定を準用する。</p> <p>(3) 灯火及び標示 標識は、規則第 31 条第 4 号の規定によるほか、次によること。 ア 放水口又はその格納箱の扉の前面に「放水口」と表示すること。この場合、放水口の表示文字の大きさは、 1 字につき 20 cm<sup>2</sup>以上とし、屋内消火栓箱と兼用するものは、第 2 屋内消火栓設備 6 (2)イ(エ)の規 定を準用する。◆ イ 放水口の上部には、第 2 屋内消火栓設備 6 (2)イ(ウ)による赤色の灯火を設けること。 ウ (略)</p> <p><b>4 配線等</b> 配線等は、規則第 31 条第 7 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 5 の規定を準用する。</p> <p><b>5 凍結防止</b> 第 2 屋内消火栓設備 7 の規定を準用する。◆</p> <p><b>6 高層建築物に設ける連結送水管</b> 高層建築物に設ける場合は、令第 29 条第 2 項第 4 号ロ及び前 1 から 5 までによるほか、11 階以上の階に設置 する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが 31m を超える階についても同様とする。◆</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放水用器具及び格納箱</p>









第22 無線通信補助設備

岡山市消防設備等審査基準（旧）	岡山市消防設備等審査基準（新）
<p style="text-align: center;"><b>第22 無線通信補助設備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備方式及び機能</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>  </u>(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。◆</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）</p> <p>(1) 接続端子は規則第31条の2の2第8号の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 端子の末端には、電氣的、機械的保護のために無反射終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし<u>  </u>(2)カに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 増幅器</p> <p>(1) から(6)まで (略)</p> <p>(7) 非常電源は、規則第31条の2の2第7号ロ及び第23非常電源設備の<u>技術基準</u>によること。★</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤の<u>技術基準</u>によること。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第22 無線通信補助設備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備方式及び機能</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>前</u>(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものは、この限りでない。◆</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）</p> <p>(1) 接続端子は規則第31条の2の2第8号の規定によるほか、次によること。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 端子の末端には、電氣的、機械的保護のために無反射終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし<u>4</u>(2)カに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものは、この限りでない。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 増幅器</p> <p>(1) から(6)まで (略)</p> <p>(7) 非常電源は、規則第31条の2の2第7号ロ及び第23非常電源設備<u>                  </u>によること。★</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 総合操作盤</p> <p>第25の2総合操作盤<u>                  </u>によること。</p> <p style="text-align: center;">(以下 省略)</p>

第 2 3 非常電源設備

岡山市消防設備等審査基準 (旧)

第 2 3 非常電源設備

I 共通事項

1 設置区分及び種別

電気を動力源とする消防用設備等には、次の表により非常電源を附置すること。★

非常電源 消防用設備等	非常電源専用 受電設備	蓄電池設備 (※注 1) 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 (※注 2)	容量 (分)	根拠条文
屋内消火栓設備	△	○	○	30	12条1項4号
スプリンクラー設備	△	○	○	〃	14条1項6の2号
水噴霧消火設備	△	○	○	〃	16条3項2号
泡消火設備	△	○	○	〃	18条4項13号
不活性ガス消火設備	●	○	○	60	19条5項20号
ハロゲン化物消火設備	●	○	○	〃	20条4項15号
粉末消火設備		○	○	〃	21条4項17号
屋外消火栓設備	△	○	○	30	22条6号
自動火災報知設備	△		○	10	24条4号
ガス漏れ火災警報設備		▲	○	〃	24条の2の3、1項7号
非常警報設備	△		○	〃	25条の2、2項5号
誘導灯			□	20	28条の3、4項10号
排煙設備	△	○	○	30	30条8号
非常コンセント設備	△	○	○	〃	31条の2、8号
無線通信補助設備	△		○	〃	31条の2の2、7号
消防用水	○	○	○	60	
連結送水管	△	○	○	120	31条7号
総合操作盤		○	○	〃	H16.消防予第93号1(2)

※1 △印は延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。

※2 ▲印は、1 分間蓄電池設備又は予備電源で補完できる場合に限る。

※3 ●印は、自家発電設備が設置されない場合の機械排出装置の非常電源に限る。

※4 □印は、平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 に該当する防火対象物の規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、容量を 60 分とし、20 分を超える容量部分については、自家発電設備、燃料電池設備、直交変換装置を有する蓄電池設備によるものを含む。

※5 建基法に定める非常用エレベーター、排煙設備、非常照明等に使用する予備電源と上記非常電源は、消防用設備等の非常電源に支障をきたさない範囲内において共用することができる。

(注 1) 直交変換装置を有する蓄電池設備 (Na S 電池、レドックスフロー電池)

(注 2) 直交変換装置を有さない蓄電池設備 (鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、アルカリ蓄電池)

岡山市消防設備等審査基準 (新)

第 2 3 非常電源設備

I 共通事項

1 設置区分及び種別

電気を動力源とする消防用設備等には、次の表により非常電源を附置すること。★

非常電源 消防用設備等	非常電源専用 受電設備	蓄電池設備 (※注 1) 自家発電設備 燃料電池設備	蓄電池設備 (※注 2)	容量 (分)	根拠条文
屋内消火栓設備	△	○	○	30	12条1項4号
スプリンクラー設備	△	○	○	〃	14条1項6の2号
水噴霧消火設備	△	○	○	〃	16条3項2号
泡消火設備	△	○	○	〃	18条4項13号
不活性ガス消火設備	●	○	○	60	19条5項20号
ハロゲン化物消火設備	●	○	○	〃	20条4項15号
粉末消火設備		○	○	〃	21条4項17号
屋外消火栓設備	△	○	○	30	22条6号
自動火災報知設備	△		○	10	24条4号
ガス漏れ火災警報設備		▲	○	〃	24条の2の3、1項7号
非常警報設備	△		○	〃	25条の2、2項5号
誘導灯			□	20	28条の3、4項10号
排煙設備	△	○	○	30	30条8号
非常コンセント設備	△	○	○	〃	31条の2、8号
無線通信補助設備	△		○	〃	31条の2の2、7号
消防用水	○	○	○	60	
連結送水管	△	○	○	120	31条7号
総合操作盤		○	○	〃	H16.消防予第93号1(2)

※1 △印は延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物の非常電源としては、使用できない。(複合用途にあつては、令第 9 条の規定が適用される消防用設備等の場合は、当該用途ごとに判断し、各特定防火対象物の用途に供される部分の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。条例により消防用設備等の設置が必要な場合については、条例第 44 条の特例により同様の扱いとする。下図参照)

※2 ▲印は、1 分間蓄電池設備又は予備電源で補完できる場合に限る。

※3 ●印は、自家発電設備が設置されない場合の機械排出装置の非常電源に限る。

※4 □印は、平成 11 年消防庁告示第 2 号第 3 に該当する防火対象物の規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、容量を 60 分とし、20 分を超える容量部分については、自家発電設備、燃料電池設備、直交変換装置を有する蓄電池設備によるものを含む。

※5 建基法に定める非常用エレベーター、排煙設備、非常照明等に使用する予備電源と上記非常電源は、消防用設備等の非常電源に支障をきたさない範囲内において共用することができる。

(注 1) 直交変換装置を有する蓄電池設備 (Na S 電池、レドックスフロー電池)

(注 2) 直交変換装置を有さない蓄電池設備 (鉛蓄電池、リチウムイオン蓄電池、アルカリ蓄電池)

図 複合用途の場合の非常電源

(16)項イ その他構造



図①及び②の解釈

設備	設置部分の根拠	設置
屋内消火栓	令第11条・・・4項部分 (令第9条適用) 条例第37条・・・全体	防火対象物全体
非常電源	規則第12条・・・非常電源専用受電設備 可 (令第9条適用) 条例第37条・・・非常電源専用受電設備 可 (条例第44条の特例)	非常電源専用受電設備 可 (条例第44条の特例)

2 設置室の位置及び構造等

(1) から(3)まで (略)

(4) 次に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。

ただし、通風の良い通路等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令第112条第16項に適合する防火ダンパー（以下「自閉式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。



イからクまで (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 非常電源回路の配線等

(1) (略)

(2) 配線の施工方法

アからウまで (略)

エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、\_\_\_\_\_ア(ウ)を準用する。★

オからキまで (略)

4 (略)

II 非常電源専用受電設備

1 (略)

2 低圧受電

(1) (略)

(2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は\_(1)に定めるその他の配電盤等に限る。★

3 (略)

2 設置室の位置及び構造等

(1) から(3)まで (略)

(4) 次に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、直接屋外に通ずること。

ただし、通風の良い通路等で周囲が不燃材料で造られており、換気口には建基令第112条第21項に適合する防火ダンパー（以下「自閉式防火ダンパー」という。）が設けられているときは、この限りでない。



イからクまで (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 非常電源回路の配線等

(1) (略)

(2) 配線の施工方法

アからウまで (略)

エ 消防用設備等の機器回路の配線で、耐熱保護を必要とする回路の途中に設ける端子台等は、13(2)ア(ウ)を準用する。★

オからキまで (略)

4 (略)

II 非常電源専用受電設備

1 (略)

2 低圧受電

(1) (略)

(2) 非常電源回路は、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されない構造とし、次図の例によること。ただし、配電盤等の配線及び配線機器の耐火措置は前(1)に定めるその他の配電盤等に限る。★

3 (略)

<p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 蓄電池設備</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な  <u>前</u>(1)の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下 省略)</p>	<p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 蓄電池設備</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 蓄電池設備の容量計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般負荷にも電力を供給する蓄電池設備については、蓄電池設備に係る非常用負荷に用いるために必要な  <u>前</u>(1)の蓄電池容量を常時確保できるよう措置すること。</p> <p>(以下 省略)</p>
---	---

岡山市消防設備等審査基準（旧）		岡山市消防設備等審査基準（新）	
第25 防災センター等の基準		第25 防災センター等の基準	
用途・規模の区分	構造等の基準	用途・規模の区分	構造等の基準
A (略)	1 (略) 2 (略) 3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部分とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが <b>出来る</b> 。 (1) (略) (2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基法第129条の2の5第1項第7号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第112条第16項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみに自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。 4 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他空地（以下「空地等」という）に面し、かつ、空地等に面する部分に次に定める開口部を1以上設けること。◆。 (1) (略) (2) 規則第5条の2第2項（第2号を除く。）に適合するものであること。 5から16まで (略)	A (略)	1 (略) 2 (略) 3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部分とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが <b>できる</b> 。 (1) (略) (2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基法第129条の2の4第1項第7号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第112条第21項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみに自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。 4 防災センター等は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他空地（以下「空地等」という）に面し、かつ、空地等に面する部分に次に定める開口部を1以上設けること。◆。 (1) (略) (2) 規則第5条の3第2項（第2号を除く。）に適合するものであること。 5から16まで (略)
B ◆	(略)	B ◆	(略)
— — —	— — —	C ◆	<u>A欄及びB欄に掲げる以外の令別表第1に掲げる防火対象物。</u> <u>A欄の1、3から5まで及び9を準用すること。</u>